

第 2 0 3 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 2 年 3 月 1 1 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開議の日時 平成22年 3月11日 午前10時00分開議
午後 4時02分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（26人）

委員長	鎌田 ちよ子	副委員長	富岡 修
委員	澤藤 一雄	委員	新谷 泰造
〃	目時 睦男	〃	工藤 孝夫
〃	横垣 成年	〃	新谷 功
〃	野呂 泰喜	〃	浅利 竹二郎
〃	川端 一義	〃	中村 正志
〃	佐々木 隆徳	〃	菊池 広志
〃	半田 義秋	〃	千賀 武由
〃	白井 二郎	〃	山本 留義
〃	岡崎 健吾	〃	馬場 重利
〃	山崎 隆一	〃	川端 澄男
〃	村川 壽司	〃	富岡 幸夫
〃	斉藤 孝昭	〃	村中 徹也

○欠席委員（1人）

委員 高田 正俊

○説明のため出席した者

市	長	宮下 順一郎
副市	長	野戸谷 秀樹
教	育	長 牧野 正藏
公	営	企 業 管 理 者 遠藤 雪夫
総	務	部 長 新谷 加水
総	務	部 理 事 防 災 調 整 監 岩崎 金藏
総	務	部 税 務 調 整 監 對馬 映子
企	画	部 長 阿部 昇
企	画	部 理 事 近原 芳栄

民 生 部 長	齋 藤 秀 人
保 健 福 祉 部 長	鴨 澤 信 幸
経 済 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	太 田 信 輝
選挙管理委員会事務局長	大 芦 清 重
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局理事図書館長	高 田 文 明
公 営 企 業 局 長	佐 藤 純 一
川 内 庁 舎 所 長	河 野 健 二
大 畑 庁 舎 所 長 長	柳 谷 正 尚
脇 野 沢 庁 舎 所 長	片 山 元
総務部副理事総務課長	松 尾 秀 一
総務部副理事管財課長	山 本 伸 一
総務部副理事税務課長	赤 田 比 等 史
総務部副理事出納室次長	澤 畑 正 敏
企 画 部 財 政 調 整 監	下 山 益 雄
民 生 部 次 長	新 谷 正 幸
民生部副理事国保年金課長	大 橋 誠 二
保 健 福 祉 部 次 長	坂 部 啓 司
建設部副理事下水道課長	齊 藤 鐘 薫
農業委員会事務局長	吉 田 哲 雄
教育委員会事務局副理事長 総務課	安 藤 哲 雄
教育委員会事務局副理事長 生涯学習課	杉 浦 収 二
教育委員会事務局副理事長 学校教育課	加 藤 次 男
公 営 企 業 局 副 理 事 長 水道課	清 藤 巡 一
総務部防災調整課長	工 藤 初 男
企 画 部 財 政 課 長	石 野 了 男
保健福祉部介護福祉課長	岩 崎 若 男
建設部都市計画課長	杉 山 重 行
教育委員会事務局学務課長	高 坂 浩 二
教育委員会事務局市民スポーツ課長	猪 口 和 則
教育委員会事務局川内教育課長	菊 池 正 紀
教育委員会事務局大畑教育課長	工 藤 正 輝

教育委員会事務局中央公民館長	小 鳥 孝 之
公 営 企 業 局 施 設 課 長	嘉 賀 幸 雄
大 畑 庁 舎 産 業 建 設 課 長	阿 部 等
総 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	畑 中 恒 治
総 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	氏 家 剛
民 生 部 国 保 年 金 課 総 括 主 幹	橋 本 敬 司
建 設 部 下 水 道 課 総 括 主 幹	杉 山 直 規
教 育 委 員 会 事 務 局 大 畑 教 育 課 総 括 主 幹	柳 谷 徳 一
教 育 委 員 会 事 務 局 中 央 公 民 館 総 括 主 幹	小 川 壽 志
教 育 委 員 会 事 務 局 下 北 自 然 の 家 総 括 主 幹	菊 池 昭 男
公 営 企 業 局 総 務 課 総 括 主 幹	笹 谷 光 久
総 務 部 管 財 課 主 幹	中 里 敬
総 務 部 防 災 調 整 課 主 幹	畑 中 輝 幸
民 生 部 国 保 年 金 課 主 幹	田 中 宏 司
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 主 幹	井 田 敦 子
建 設 部 下 水 道 課 主 幹	木 村 雅 敏
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 主 査	畑 中 正 行
総 務 部 総 務 課 主 幹	吉 田 真
総 務 部 総 務 課 主 任 主 査	澁 田 剛
総 務 部 総 務 課 主 任	栗 橋 恒 平

○事務局出席者

事 務 局 長	工 藤 昌 志	次	長 澤 谷 松 夫
総 括 主 幹	柳 田 諭	主	査 石 田 隆 司
主 事	井 戸 向 秀 明		

(午前10時00分 開議)

○委員長(鎌田ちよ子) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。
ただいまの出席委員は24人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、第8款土木費までの質疑が終わっておりますので、本日は第9款消防費から審査してまいります。

それでは、本日の審査に入ります。

第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(新谷加水) おはようございます。第9款第1項の消防費についてご説明を申し上げます。68ページをお開き願います。

1 日常備消防費でございます。ここには、下北地域広域行政事務組合に対する負担金のうち広域消防に係る負担金を計上してございます。消防本部を初め署、分署、計162人分の人件費のほか、大畑消防署の建設事業費5億5,046万2,000円が主なものとなっております。完成は、本年9月末の予定でございます。なお、前年度比2億2,637万3,000円の増は、この大畑消防庁舎建設事業費の増に伴うものでございます。

次に、2 目非常備消防費でございます。これは、むつ市消防団の維持運営に係る経費でありまして、非常備消防事務、いわゆる消防団事務の委託料となっております。主なものは総勢1,067名の団員の人件費、屯所の維持管理費等となっております。前年度比500万円の増は、各消防団の備品及び車両の整備費の増によるものでございます。

次に、3 目水防対策費でございます。これは、むつ、川内、大畑、脇野沢の4地区にあります水防倉庫の維持管理に要する経費でございます。主なものは、土のう袋、砂などの水防倉庫備蓄用消耗品の購入費でございます。

次に、4 目防災対策費でございます。ここには防災行政無線の維持管理費、防災メール自動配信システム使用料、県防災ヘリコプター連絡協議会及び県地域情報ネットワークに係る負担金等のほか、新規事業といたしまして、防災拠点施設用地整備事業費1億8,067万5,000円などを計上してございます。前年度比1億6,679万5,000円の増は、この防災拠点施設用地整備事業に伴うものでございます。

次に、5 目消防施設整備費でございます。これは、消火栓、防火水槽、消防車両などの消防施設の整備に係る経費でありまして、当年度はむつ消防団、13分団、中野沢地区でございますが、19分団、泉沢地区の小型動力ポンプ付積載車2台の更新を予定してございます。前年度比883万9,000円の増は、

この車両更新に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

防災拠点施設用地整備事業費、これもう少し中身を詳しくお願いいたします。土地は、結構もう整地しているみたいなので、建物の建築に入るという中身なのかどうか、よろしくお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、以前にもお話しいたしておりましたように、警察署の建設用地の隣にオフサイトセンターの建設を想定してございます。そのためのいわゆる底地の準備というふうなことでございまして、中間貯蔵施設は平成22年7月着工、平成24年7月操業開始予定でございしますが、この原子力施設に関連してオフサイトセンターが必ず設けられるということになってございまして、私どもとしては、このオフサイトセンターを当市に、いわゆる警察署の隣に誘致したいというふうなことで要望申し上げているということでございしますが、このオフサイトセンターの完成は、中間貯蔵施設の操業開始前でなければいけないというようなことで、少なくとも平成24年4月までの完成を目指したいということでございまして、その建物に先立ちます用地につきましては、平成22年度中の造成工事が必要となってくるということでございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 説明によりますと、これは用地整備だけで1億8,000万円もかかるということですか。ちょっとかなり金額が張るなと思うのですが。しかも、これ全部自前のお金ですね。何でここまで地元がお金を出さなくてはいけないのかなというふうに思うのです。だって、この中間貯蔵施設は国策なのですよね。それなら向こうのほうでほとんど賄ってもらってもいいのかなというふうに思うのですが、そこを向こうのほうと交渉したものかどうか。これ土地だけで1億8,000万円もかかるのかどうか、土地の整地だけ。ちょっとここの積算根拠を教えてもらえればなと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ご存じのように、当該用地につきましては、真ん中に水路が走っています。さらに、道路よりも大分低くなっているという状況がございします。そういうことで、水路のいわゆる変更、それから擁壁の設置、

それからそこを整備するということになりますと、下流部への水量調整、こういうふうなものが必要になってまいります。そういうことで、通常の用地造成よりもどうしても整備費がかかってくるというふうなことでございまして、具体的に申し上げますと、水路つけかえ工事、用地造成工事、擁壁工事、それから調節水槽の設置工事というふうな工事が必要になってくるというふうなことでございます。オフサイトセンターを建てるというふうなことで、建物については当然国の施設ということになるわけですので、その部分については国の交付金が出るということになるわけでございますけれども、底地については地元で用意するということになっておりますので、このような予算計上をさせていただいたということでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そういう意味では、ここの用地はそのぐらいお金をかけないと大変まずい土地だというのが逆に言えると思うのです。だから、このぐらいお金をかけなくても、もっと適した土地はあったのかなというふうに思うのですが、そこら辺の検討はしたかどうかということと、やはりもっと国のほうに、こんなにお金かけないとだめなものかどうかという、地元負担をもっと少なくしてほしいような、そういう交渉をできないものかどうか、そののところがもう少しお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 以前にもご説明いたしておりますように、防災拠点というふうなことで、市役所がここに移りましたので、警察署も市役所のすぐ前に移るというふうなこと。そういうことを考えますと、非常に場所的には望ましい場所であるというふうなことが挙げられます。オフサイトセンターは、立地場所として通常原子力施設の近くというふうなことがあるわけでございますけれども、私どもとしてはやはり関根浜というよりも、こちらの場所のほうが万が一の事故に対応した行動をとりやすい場所というふうに考えての提案でございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 1点だけ、総務部長か防災調整監に確認したいことがございます。

防災ですので、関連としてこの間の地震のことですが、報告書を待つことになっていますが、事実関係1つだけお願いいたします。実は、地震の際に、避難勧告から避難指示に移りました。そして、そのときにある方が、行政連絡員でしょうか、町内会長でしょうか、民生委員かですが、直接本人からお

尋ねをしたのですが、市役所のほうに、「だれがひとり暮らししているかわからないから、その情報をくれ」と言ったら、担当の人が、「今は出せない」と、「個人情報の保護の関係で出せない、6月だったら出しますよ」という返事をしたそうなのです。その方が、次の日に私のところに来まして、「何事だ」と。言うに事欠いて、今避難指示が出ているのに、6月だったら出せますので勘弁してくださいという答弁したそうなのです。事実かどうか、これだけ確認します。そして、このことが報告書に盛り込まれる予定なのかどうか、よろしくをお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） ただいまの情報を私今初めてわかったのですけれども、実はこれは要援護者の関係になると思うのですけれども、災害時の要援護者、いわゆる一般的には災害弱者と言われている方々なのですけれども、実はこの要援護者の支援マニュアルなるものを現在策定中なのです。先ほど個人情報の関係で出せないというふうな話があったということなのですけれども、これは事実でございます。今我々防災担当にとって一番困っているのは、その個人情報が絡む、情報は外部に漏らしてはだめだというふうな個人情報保護条例の関係がありますので、これをクリアするために、現在いろんな条例改正を含めまして検討中なわけです。それで、多分6月というふうな回答は、それに基づいたものだと思うのですけれども、仮に個人情報なくても、隣近所の方々に、本当はこれは助け合っていただくのが我々防災担当としては非常に助かるのですけれども、そういうことも言っていられませぬので、本当に早急にこれは条件面をクリアしまして、要援護者の名簿、この共有に向けて今作業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 事実だということですね。では、事実にして、そういうお答えをしたのであれば、情報を流さないのであれば、市役所職員がその知っている独居老人ですか、その災害弱者ですか、行って助けなければいけないでしょう。一報した人が、その家を知らないのですから。あなた方に情報を教えてくれと言った人が家を知らないのですから、助けられなかったのです。現に家にいたのですよ、その方は、津波警報来ても。その家に、津波が来る家にいたのですよ。あなた方がそういうふうに答えたのであれば、あなた方でその弱者のところへ行って助けなければいけないではないですか、情報を漏らしてはいけないのであれば。知っているあなた方が助けなければいけない。あなた方はどういう行動をしたのですか、では。そういう情報を彼

に、民生委員ですか、町内会長ですか、漏らさないで、6月になれば出せま
すと電話来たでしょう。今指示が出ているのに、6月まで待ってください、
6月に出しますと。いいです、事実でいいです。では、あなた方はその方を
助けたのですか、どういう行動をとったのですか。事実だけお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） ただいまのその情報につきましては、
多分直接介護福祉課のほうに行ったかと思うのです。

（「どこに行ってもいい、あなた防災調整監だから、だれが
助けたのかと。だれも助けてないでしょう。だから事実
だけ」の声あり）

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 実際は、安否確認のみで避難誘導は行
っておりません。

○委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 安否確認、報告書を待ちますよ。ですから、これも報告
書に載るのですか、これが1つ。

もう一つ、安否確認は電話でしたのですか、行ったのですか。安否確認し
て、その場に置いてきたではないですか。津波が来る、その避難の場所に
置いてきたではないですか。お答えください。

○委員長（鎌田ちよ子） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） ただいまの件なのですけれども、現在各
部課、関係部、全庁的に活動状況、あるいは疑問点、課題等吸い上げており
ました。介護福祉課のほうからは、その中に載ってくると思いますので、よ
ろしくお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 先ほどの防災拠点施設用地整備事業費1億8,000万円に
ついてお聞きいたします。

オフサイトセンターの建設される確率は、現在何%ぐらいあるのか。

この整備事業費には、隣の警察署建設予定地の整備費は含まれていないの
か。含まれていないとすれば、それはいつごろ計上するのか。そして、幾ら
ぐらいを予定しているのか。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） オフサイトセンターの立地の確率ということござ
いますけれども、これは先ほども申しましたように、原子力施設に伴いまし
て、必ず指定しなければいけないということになっておりますので、かなり

確度は高いものというふうに思っております。警察署の用地ですけれども、これは当然県のほうでやったわけでございます、もう既に実施してございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） オフサイトセンターの確率が高いと言ったのですけれども、今までこのオフサイトセンターというのは、原発の施設があるところ以外はほとんどなくて、今また大間町にはできるわけでしょう。そうするとほとんど、私の前の新聞の情報とか、前にも質問したことありますけれども、私の今の記憶だと、ほとんど確率はないという認識なのですけれども、それで今何％と聞いているのですけれども。そういう中間貯蔵施設の場合には、何かお墨つきとか何かはもらっているわけでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 現在この中間貯蔵施設そのものが安全審査中ですので、明らかなことは言えないのですけれども、私も実際このオフサイトセンターにつきましては、国・県のほうといろいろ協議を重ねてまいりました。その中で、感触としましては、ほぼ間違いないのかなという感触はあるのですけれども、いずれにしても、この安全審査が終わらないと、これは明示できません。

それで、このオフサイトセンターにつきましては、なぜこういうふうのうちで強く要望するかといいますと、仮に原子力災害が起きた場合、これは全く仮の話ですけれども、国では例えば東通村のオフサイトセンターを今度中間貯蔵施設のオフサイトセンターに指定することも可能なのですけれども、実際私ども訴えてきたものは、実際そうなった場合、わざわざむつ市の防災担当が東通村のほうに出向いて防災に当たるということは、これは全く変則的なことで、例えば地域の事情、道路事情もありまして、すぐは向こうには到着できないというふうなこともいろいろ話ししてまいりました。その中で国のほうでは、かなりうちのほうの地元、いわゆるむつ市に立地するというので理解はいただいております。ということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） そうすれば、大間町よりも優先するという意味なのですか。それとも、大間町にもむつ市にも同時に建設されるということでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 市長。

○市長（宮下順一郎） このオフサイトセンターの件につきましては、国のほうからこういうふうなお話が私にあっております。中間貯蔵施設が完成した暁には、もう既にむつ市で防災訓練、防災計画等が済んでいなければいけないと。それは、当然市長が対策本部長として活動してもらう準備を整えておいていただきたいと、こういうふうなことを国の関係者からしっかりと明言をいただいておりますので、間違いのないものと、このように思っております。よろしいですか。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 予算には直接今関係ないのですが、防災の関連で、ひとつ委員長のお許しを得て質問したいと思います。

先ほど防災マップなどという厚いカラーの航空写真つきの立派なものを全戸に配布されましたけれども、あれは本当は決算で言うべきなのですが、どのくらいかかったのでしょうか、印刷費、配布するには。

○委員長（鎌田ちよ子） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） 額で申しますと、全体合わせて1,150万円ほどかかっております。内容につきましては、地図関係のデータはございますけれども、洪水ハザードマップ、水関係、これとあとハザードマップの委託、本をつくる関係上のデータの作成、あと印刷代、あと配布、これらの内容を合わせますと1,150万円ということでございます。そのほかに洪水ハザードマップの地図データ作成に関しましては、国・県200万円、400万円の補助が出ております。あと、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用してもございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 確かに見やすく立派なものなのですが、住民が言うには、あの1冊の中にむつ市から、川内の住民にとってみれば、むつ市、大畑、脇野沢の航空写真、それから避難道路がついているのですが、あれを、川内の人ならば、むつ、大畑のあれは関係ないわけですよ、早い話。あれを川内のだけあれば、本当はいいのですが、無駄な経費を使ったものだなと言っているのだけれども、恐らく別々にすれば半額で済むのではないかという話なのだけれども、それはできないでしょう。

それに、せっかくそのあれで、ここに穴がないので、下げることができないと。ただ、こんなにぼんと投げていけば、いずれはあれはもうなくなってしまおうと。これから何をつくるにも、そういう心遣いが必要だなと思っているのです。ただ、穴さえあけてくれれば、下げておくのですけれども。あれ

何もないので、もう紛失するおそれがあるということなのですからけれども、今後そういう心遣い、ひとつお願いしたいなと思っていました。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。予算書は69ページからとなります。

第1項教育総務費、第1目教育委員会費であります。これは、教育委員に要する経費でありまして、4人分の報酬及び費用弁償が主なものであります。

次に、第2目事務局費であります。これは、教育委員会の事務局に要する経費でありまして、教育長及び一般職員33人分の給与費、学校等火災共済保険料及び複写機使用料のほか、新たに産休、病休等の臨時職員賃金373万円、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告書及び管理標準作成のための委託料として700万円を計上しております。前年度と比較して3,486万1,000円の減となっておりますが、これは職員が3人減となったことにより給与費が減となったことによるものであります。

次に、第3目義務教育振興費であります。これは、義務教育の振興に要する経費でありまして、スクールサポーター20人分及び教育相談支援員6人分の報酬、外国語指導助手4人分の賃金、ジュニア大使派遣事業に係る旅費、教師用教科書指導書、学力向上検査業務及び生徒指導検査業務委託料のほか、子ども夢育成事業として、中学生夢はぐくむ体験入学事業、文化、芸術、スポーツ活動大会派遣補助金及び子ども夢育成基金積立金を計上しております。前年度と比較して1,716万円の増となっておりますが、これはスクールサポーターを2名増員したこと、子ども夢育成基金積立金及び子ども夢育成事業を計上したことによるものであります。

次に、70ページ、第4目教育研修センター費であります。これは、教育研修センターの管理運営に要する経費でありまして、教育相談員及び問題を抱える子供等の自立支援相談員それぞれ2人分の報酬、一般職員1人分の給与費、教職員の各種研修講座の開催に要する経費が主なものであります。

次に、71ページ、第5目学務管理費であります。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助等の事務事業に要する経費でありまして、学校評議員120人分の報酬、私立幼稚園就学奨励費補助金、要保護・準要保護及び特別支援教育就学奨励費に係る扶助費、奨学金の貸付金、育英基金への積立金が主なも

のであります。前年度と比較して1億141万5,000円の増となっておりますが、これは育英基金を定額の資金を運用するための基金から特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金へ変更することに伴い、新たに奨学金の貸付金及び奨学金の返還金を基金へ積み立てるための積立金を予算計上することとなったことによるものであります。

次に、第6目教員住宅管理費であります。これは、教員住宅50戸の維持管理に要する経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費であります。これは、小学校15校の管理運営に要する経費でありまして、技能員、調理員11人分の給与費、臨時技能員22人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料のほか、小学校の各種改修工事費が主なものであります。前年度と比較して3,260万8,000円の減となっておりますが、これは技能員、調理員が3人減となったことにより給与費が減となったことによるものであります。

次に、72ページ、第2目教育振興費であります。これは、小学校15校の教材器具等の購入に要する経費であります。

次に、第3目第三田名部小学校建設費であります。これは、第三田名部小学校の校舎建設工事費、外構工事費及び屋内運動場実施設計委託料が主なものであります。平成22年度での校舎完成を目指しております。

次に、第4目第一川内小学校建設費であります。これは、第一川内小学校の校舎建設工事及び屋内運動場実施設計委託料が主なものでありまして、平成22年度での校舎完成を目指しております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費であります。これは、中学校9校の管理運営に要する経費でありまして、技能員、調理員12人分の給与費、臨時技能員12人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料が主なものであります。前年度と比較して4,658万9,000円の減となっておりますが、これは前年度実施した大畑中学校屋内運動場及び脇野沢中学校の耐震改修実施設計並びに教育用コンピューター購入費が減となったことによるものであります。

次に、73ページ、第2目教育振興費であります。これは、中学校9校の教材器具等の購入に要する経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費であります。これは、社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、社会教育委員12人分、生涯学習のまちづくり推進会議委員18人分及び社会教育指導員1人分の報酬、一般職員10人分の給与費、海と森ふれあい体験館の指定管理料、

成人式に要する経費、放課後子ども教室推進事業費、学校支援地域本部事業費が主なものであります。

次に、74ページ、第2目公民館費であります。これは、中央公民館、川内、大畑、脇野沢公民館のほか地区公民館24館の管理運営に要する経費でありまして、社会教育指導員2人分及び分館長、地区公民館長37人分の報酬、一般職員7人分の給与費、臨時職員5人分の賃金のほか、各種事業に係る講師等謝金、公民館の管理に係る光熱水費及び委託料のほか、中央公民館及び蛸崎地区公民館の一部改修工事費を計上しております。

次に、75ページ、第3目図書館費であります。これは、図書館本館と3つの分館及びブックモバイルの管理運営に要する経費でありまして、図書館協議会委員10人分及び図書館奉仕員12人分の報酬、一般職員6人分の給与費のほか、図書館の管理に係る光熱水費、各種委託料、図書購入費が主なものであります。図書館奉仕員を6人増員することにより、図書館の休館日を年間84日から年間25日程度まで減らすことが可能となり、さらに利用者しやすい図書館を目指すこととしております。

次に、第4目文化振興費であります。これは、芸術文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理に要する経費でありまして、社会教育指導員1人分及び文化財審議会委員15人分の報酬、文化財収蔵庫の管理に係る各種委託料のほか、重要文化財保存活用事業費及び文化財保存施設整備工事費を計上しております。

次に、76ページ、第5目学習センター管理費であります。これは宇田水源池公園内にある学習センターの管理運営に要する経費でありまして、維持管理のための委託料が主なものであります。

次に、第6目視聴覚振興費であります。これは、むつ市視聴覚ライブラリーの管理運営に要する経費でありまして、視聴覚教材の購入費が主なものであります。

次に、第7目下北自然の家管理費であります。これは、下北自然の家の管理運営に要する経費でありまして、所長、副所長の報酬、燃料費、電気料、賄い材料費、各種委託料のほか自然観察及び体験活動リーダー養成研修事業、高圧受電設備改修及びガス温水器設置工事費、ライフジャケット50着の整備費を計上しております。

次に、77ページ、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。これは、社会体育の振興、各種体育団体の育成援助に要する経費でありまして、体育指導員35人分の報酬、一般職員4人分の給与費、各種講師の謝礼のほか市民体育大会開催事業費、市民スキー大会開催事業費、体育協会補助金

を計上しております。前年度に比較して685万3,000円の減となっておりますが、これは前年度実施した第36回東北総合体育大会むつ市実行委員会に対する運営費補助金、新田名部川ポートコースC級公認整備事業費補助金が減となったほか、小・中学校体育連盟補助金を義務教育振興費から支出することとなったことによるものであります。

次に、第2目学校保健費であります。これは、児童・生徒の健康診断やけが等の見舞金の給付等、児童・生徒及び教職員の健康管理に要する経費でありまして、学校医等への各種検査診断委託料、日本スポーツ振興センターへの医療費給付負担金のほか、新型インフルエンザ対策費として消毒薬、マスク等の購入費を計上しております。

次に、78ページ、第3目学校給食費であります。これは、学校給食事業の管理運営に要する経費でありまして、臨時調理員26人分の賃金、学校給食用のガス等の燃料費、大畑地区学校給食業務委託費のほか、回転がま、冷凍冷蔵庫及び食器消毒保管庫それぞれ1基の取りかえに要する経費を計上しております。

次に、第4目体育施設管理費であります。これは、むつ運動公園、大畑中央公園、ふれあいスポーツパーク及び脇野沢総合運動場の管理運営に要する経費でありまして、むつ地区及び大畑地区体育施設指定管理料のほか、各種維持管理のための委託料、むつ運動公園陸上競技場第2種公認整備事業費、むつ運動公園野球場改修事業費を計上しております。なお、むつ運動公園野球場改修事業については2カ年を要することから、継続費の設定を行っております。

次に、第5目体育館管理費であります。これは、市民体育館、川内体育館及び大畑体育館の管理運営に要する経費でありまして、清掃業務委託料、燃料費、電気料のほか、市民体育館暗幕購入費を計上しております。

次に、79ページ、第6目スキー場管理費であります。これは、釜臥山スキー場、於法岳スキー場及び兔沢スキー場の管理運営に要する経費でありまして、於法岳スキー場管理委託料、釜臥山スキー場施設整備事業費を計上しております。

次に、第7目ウェルネスパーク管理費であります。これは、ウェルネスパークに係る指定管理料であります。

以上が教育費の概要でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。新谷功委員。

○委員（新谷 功） 6目の教員住宅管理費についてお伺いいたします。

これは、教員住宅の管理に係る予算だと思いますけれども、そこで現在市内には教職員住宅は何戸あるわけでしょうか。そして、さらには地域別においてはどうなのか。それから、もう一点は利用状況、これはどうなっているのか。この3点についてお聞きいたしたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

教職員住宅の状況ですけれども、まず市内全部に50戸ございます。むつ地区が6戸、川内地区が19戸、大畑地区10戸、脇野沢地区が15戸、これで50戸でございます。そのうち平成21年11月現在ですけれども、利用されているものがむつ地区ではゼロです。川内地区が19戸のうち10戸が使用されております。それから、大畑地区は10戸のうち、これも使用がございません。それから、脇野沢地区が15戸のうち6戸が利用されているというふうなことで、現在入居している方は16戸、16人というふうなことでございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） わかりました。全部で50戸あると、そのうちの内訳は、今の旧むつ市は6戸の中利用者はゼロだと、それから大畑は10戸のうち、これもゼロだと、それから川内は19戸のうち10戸が使用されていると、脇野沢は15戸のうち6戸使用されていると。全部で16戸ということでございます。

ところで、このように空き家があると、これはどういうふう考えているものなのでしょうか。これは、ずっと教員住宅、このままにしておかなければならないものか、あるいは実際50戸のうち16戸しか使っていないということですが、かなり利用者が少ないと、こう思うのですけれども、この辺は、部長、どう考えておるのでしょうか。これは、昔から比べれば、かなり教員住宅は減ったと思いますけれども、この辺将来的にどういうふうになっていくものなのでしょうか。これ何かの関係で、これはずっと維持していかなければならないものか、どうなのかも含めてご答弁お願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

現在50戸あるわけなのですけれども、非常に入居率が悪いというふうなことで、特に利用がなされているのが脇野沢地区、川内地区というふうなところに限られてございます。といいますのは、これは市内ではかなり交通網がマイカー通勤といいますか、そういう範囲が広くなりまして、大畑、むつ市内にあっては、ほとんど使用されていない状況にあるというふうなことでございます。多分この状況は、今後とも続くのではないかなというふうな考え

ております。

ただ、脇野沢、川内地区に関しましては、なかなか一般のアパートもございません。したがって、先生たちが赴任してこられたときに、その住宅を確保しておかなければならないというのがまず1つにあるわけなのですけれども、ただこれも交通網の発展によりまして、今後どうなるか、ちょっと想像はつきませんけれども、いわゆる市の中心部から通勤できるような体制ができるのであれば、必然的に必要がなくなってくるのかなというふうに考えておりますけれども、当分はその地区については維持していきたいと。ただ、もう古いものになれば、むつ地区、大畑地区にあっては利用されないのであれば、今後利用する予定がなくなっていくのであれば、解体をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） 平成21年11月末の結果なのですけれども、これは部長、どうなのでしょう。住宅などというのは、人が入ってなければやつれてしまうのだよね、大変だと思うのです。そうかといって、また今部長がおっしゃったように、全部それ廃止するというのも、またこれその年によって赴任した先生が入るといってもあろうかと思うから、そのための備えも、これは必要だと、こう思うのですけれども、今のことから考えれば、やっぱりこれも少し検討していかなければならないのではないかと。いろんな事情があるにしても、検討しなければならないのではないかなと、こう思いますけれども、その辺はいかがなものですか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） お答えいたします。

今部長も申しあげましたけれども、むつ市以外の地区におきましては、先生方は地区に住んで教育に当たるというふうなことでございますけれども、昨今の道路事情が非常によくなりまして、例えば佐井村、あるいはまた大間町、六ヶ所村などにつきましても、むつ市に住んで、そこから通勤しているという状況でございますので、今申しあげたような地区におきましても、教員住宅の用意はしているのですけれども、なかなか入っていただけないというふうな嘆きも各教育長さんあたりから聞くわけでございます。そういうことで、今新谷功委員もおっしゃいましたように、1年入らないたびごとに相当、給排水を含めて改修するというのは莫大な金がかかるわけでございますので、やはりその辺の需要と供給の関係を見ながら、今言ったように解体をするものはするというようなこと、あるいはまた必要なものをきちんと整備していくというふうなことの仕分けをきちっとしていかなければならない時

期に来たのかなと、こんなふうに思っています。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 今の新谷功委員の質疑に関連してお尋ねいたします。

入居状況が非常によくはないという現状には、交通の問題があるというご答弁でありましたけれども、僻地に入居している教員、あるいはまた市内にいる教員、この地区による差異は当然あると思うのだけれども、ただ児童・生徒に万が一があった場合には、即応できるのかという問題も生じてきやしないかという懸念も若干持つわけであります。したがって、この管理職、校長、教頭の入居状況がどのようになっているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 今工藤委員からお尋ねがございましたが、やはり地元の子供は地元の先生が育てるといようなことになるわけでございますが、今言ったように、ではすべての教職員がそこにいるかということではなくて、自宅から通勤しているといようなことでもございますが、せめても管理職だけはやはり地元に住んでいただきたいといようなことは最低申ししております。工藤委員の出身であります第二川内小学校におきましても、校長、教頭につきましては地元に住むということを原則にさせているところでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） そのようなご指導のほどよろしく願いいたします。

それから、75ページ、文化振興費についてお尋ねいたします。文化財普及事業費、そして重要文化財保存活用事業費とそれぞれ予算が計上されているわけですが、この普及事業、それからまた保存活用事業、この内容についてお知らせ願えますか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、文化財の普及事業の関係についてご説明いたします。これにつきましては、大畑地区の文化財の看板の設置を予定してございます。これは、昨年度も実施しているのですけれども、大畑地区の文化財には立て看板が設置されておりますので、その看板を古くなったものを補修していきたいというふうなことで予算計上してございます。

もう一つは、脇野沢地区、これは九艘泊地区の公民館になるのですけれども、ここを脇野沢地区の文化財の収蔵庫にしたいというふうなことで、その整備を予定してございます。それから、その整備するために、各種管理費等をかけまして、そこを収蔵庫にしたいというふうな事業を計画してござ

います。

もう一つは、重要文化財の保存活用事業費でございませぬけれども、これは既にご承知のとおり、旧大湊水源地が水道施設として重要文化財に指定されましたので、この調査報告書を取りまとめまして発行したいというふうに考えておりますし、この重要文化財の今後の活用を図るために、文化庁の調査官においでをいただいて、いろいろアドバイスを受けながら、調査を実施したいというふうに考えております。

それから、もう一つは、その重要文化財の今後の活用計画を作成するに当たりまして、先進地になります呉とか舞鶴の状況を調査したいというふうなことも考えてございませぬ。それらも含めて重要文化財の活用事業というふうなことで予算計上をさせていただきますとさせていただきます。

以上でございませぬ。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませぬか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 75ページの図書館費についてお尋ねいたします。今ご説明ありましたとおり、図書館の奉仕員をふやして休館日を84日から25日程度にしたいということでしたが、いつも利用させてもらっている者としては、大いに歓迎するところであります。

それで、今までは毎週月曜日と休日が休館日でありましたけれども、この25日の休館日というのはどういふことでの休みになるのでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

休館日は、これまでは週に何回か休館日を設けておりましたけれども、月に1回の休館になります。といいますのは、どうしても図書の整理で月1回整理が必要となりますので、その部分についてはご容赦をいただきたいと。その1回と、あとは年末年始、あと2月に行く、それこそ総合的な曝書期間といいますか、図書をすべて整理する期間、その期間だけはどうか勘弁していただきたいと。それ以外は開館する、土、日、祝日を含めて開館するというふうなことでございませぬ。

以上でございませぬ。

○委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、今その図書館奉仕員というのは緊急雇用対策的なことでの雇用だと思っておりますけれども、もしこの予算が近い将来なくなったときに人が減る場合ありますよね。その場合はどうなりますか。また、もとに戻るのでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

ただいまの図書館奉仕員については、非常勤の特別職になってございます。これは、国が推し進めている臨時雇用対策とは関係ございません。したがって、経常的に非常勤の特別職として任用させていただきたいというふうなことでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ぜひそうしてもらいたいと思います。

それで、今から言う件は、駐車場の件なのですけれども、実際私利用しながら、駐車スペースがなくてぐるぐる回って、自分もそういう立場になりましたし、また一般市民の方もそういう状況になっている場合が往々にしてあります。駐車場が狭いということは、前から同僚議員からも何回もあるのですけれども、これから将来的に拡張の予定はないのかどうか、お尋ねします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 委員ご指摘のように、非常にこれは教育委員会としても問題というふうなことでとらえてございます。ただ、総体的にあの部分の狭いものですから、今後どうすべきかというのは教育委員会のほうで今後先を見据えた形で検討させていただきたいと思います。駐車場が狭いというふうなことでは十分認識してございます。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 72ページ、3目の第三田名部小学校の件ですけれども、ここの学区の親御さんたちから話をされまして、本年の12月に校舎が完成ということになっていきますけれども、本来2学期中に完成、3学期から新しい校舎に入れるのかどうかということをお聞かされていまして、その辺はどうなりますか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

とりあえず今の日程から申しますと、教育委員会が考えている日程では3学期からはぜひ子供たちを入れたいというふうには考えておりますけれども、これは工事が事情によっておくれるというふうなことがない限りは大丈夫ではないかなというふうに考えております。

○委員長（鎌田ちよ子） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、3学期から入れるとすれば、例えばどの時

期に学校に伝えて、保護者に伝えるような形になりますか。教育委員会のほうから、今の第三田名部小学校の校長なんかに話しされて、子供の保護者にいつから入れるようなことということで話しされますか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） これは、学校のほうとも十分協議をいたしませんといけませんので、それから保護者のほうの理解もいただくというふうなことで考えてございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 3点ほどお願いします。

まず、75ページの図書館費でございますけれども、先ほど浅利委員から駐車場の関係も出ましたけれども、教育部長の答弁ですと、狭いことは認識していると、そういう話でございましたが、私は認識だけでは駐車場の狭いのが解決しないと思います。そこで、教育長にお伺いしたいと思いますが、この狭い駐車場の図書館、むつ市の図書館の駐車場対策に関する今後の方策を聞きたい、そのように思います。

それと、76ページの下北自然の家についてお伺いしたいと思います。平成20年4月1日より県の無償譲渡を受けまして、順調な運営に敬意を表するものでございます。将来の子供たち、そして青少年の健全な育成を図る意味でも、あそこは海もあり、山もあり、川もあり、本当に自然の環境に恵まれている体験学習の場でもございますが、職員の皆様は、これからもさらなるご奮闘をお願いしたいのでございます。

そこで私の質問は、カメムシ対策でございます。というのは、昨年10月ごろ私ライオンズクラブ等の関係で下北自然の家を使わせていただきました。その際、中を見せてもらいました。非常にきれいでびっくりいたしておりましたが、2階の方へ上がりましたら、これ外窓のほうなのですけれども、すごいカメムシの発生でございました。今まで宿泊等で来館された方も本当にびっくりしていると思います。そこで、下北自然の家ではこのカメムシの駆除対策はしているか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

それと、78ページの体育施設管理費でございます。それは、大畑中央公園のあさひな丘球場のトイレの改修の件でございます。この件につきましても私は幾度となく要望しておりますが、一向に改善が見られません。今年度の予算を見ますと、旧むつ市の運動公園等の予算が大きく提案されてございます。これはまた大変結構なことではございますが、私は前にも言ったように、あさひな丘球場は非常に野球のイベントが多い球場でございます。現在2つトイレがあるのですけれども、本当の旧式のトイレでございまして、市内外

使用者からは、イベントごとに非常に大不評でございます。お願いしてからもう何年もたちましたけれども、ぜひこの地区のほうにも目を向けて、トイレはいろいろな施設では一番大事なことでございます。大会等に使用するむつ市内はもちろんのこと、他市町村よりも訪れる方々が喜んでもらえるよう早期改修を望むものでございますが、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、駐車場の具体的な方策というふうなお尋ねでございますけれども、具体的な方策は非常に難しいものがございます。といいますのは、現在図書館のほうでもいろいろ手配をいたしまして、職員の駐車場、これは隣の会社さん、民間の会社さんなのですけれども、このご厚意によりまして、駐車場を開放していただいて、そこを利用させていただいているというふうなことで、職員は図書館の敷地内には駐車はしてございません。そういう対策をとっておりますし、土曜日とか日曜日の会社が休みの日には、そこもまた開放して一般の方にも駐車をさせていただいているというふうにかなりそういう面で協力をいただいているというふうなことです。現在そのような対策をとっておりますけれども、さらに土日の人が多数来られるときには、駐車場が不足するというふうなことで、抜本的にどうすればいいのかというふうなことで現在教育委員会のほうでも協議はしているのですけれども、近くの用地を取得するとなると、膨大な経費が必要になるというふうなことで、どのような対策が効果があるのかというふうなことを含めまして、研究しているというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、野球場のトイレの件でございます。これは、去年の当初予算の審議の際にも千賀委員のほうから指摘を受けておりました。体育施設については、いずれの施設も老朽化が進んでおります。それぞれ手をかけなければいけないというふうなこともございます。それから、教育施設もすべての施設が老朽化をして、それぞれ手をかけなければいけないような状況にございます。何を先に手をかけていくかというふうなことで順位はございますけれども、我々も球場のほうに行ってトイレの状況も把握してございます。それから、大畑地区では公民館の改修というふうなお話も出ておりますし、そのようなことを含めまして、教育施設をすべて見直したうえで順次整備をさせていただきたいというふうなことで、地理的な、地区的な考え方もございませぬけれども、総合的な考えのもとで整備を進めいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 委員長（鎌田ちよ子） 下北自然の家総括主幹。
- 教育委員会事務局下北自然の家総括主幹（菊池昭男） カメムシ対策でござい
ますが、下北自然の家では、年2回一般業者に委託いたしまして、カメム
シの駆除を行っております。時期的には5月の上旬、大量発生する前に1回、
それから8月の中旬ごろ大量発生する前に1回、計2回実施しております。
開設以来20年、21年、3回実施しているわけですが、回数を重ねていくた
びに発生の量が少なくなっているという現状でございまして、今後も継続し
て駆除を進めていきたいというふうに考えております。
- 委員長（鎌田ちよ子） 千賀武由委員。
- 委員（千賀武由） ありがとうございます。
- まず、図書館のほうですけれども、理解をいたしました。まずこの利用
者が本当に利用して、駐車場に困らないように、安心して勉強、そして利用
できるよう対策をとっていただきたいと思います。
- 下北自然の家のほうもわかりました。確かにこのカメムシは昔大畑薬研地
区で、大変年月をかけてある程度カメムシを少なくしました。そういうこと
で、長い年月がかかるとは思いますが、来館者の印象をさらによくするた
めにもカメムシ対策はこれからも継続してほしいと、そのように思います。
- トイレのほうにつきましては、老朽化、これどこも順次やっていくとい
うことですが、もう私も数年もやっておりますので、そのところはやは
り考えてもらって、いろいろな、ただ直してくださいということではなく、
いろいろな大会もあるし、そういう市内外の人には本当にトイレというのも
大事だと思いますので、順序のほうも、最初のほうにひとつ取り組むよう
これからよろしく願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。
- 委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございせんか。村中徹也委員。
- 委員（村中徹也） 1点だけお尋ねします。
- ちょっと資料をとりに出入りしたものですから、聞き忘れたかもわかり
ません。
- こども議会はやるのかやらないのか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） こども議会につきましては、今年度は計画して
ございせん。できれば隔年で実施したいというふうに考えております。
- 以上です。
- 委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。
- 委員（村中徹也） ことしやらないで、では来年やるという、その根拠
をお示しいただきたいと思っております。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 根拠というふうなことなのですから、こども議会を開催するには、非常に労力が要るといいますか、学校側でも大変な対応が必要になります。決められた行事といえますか、学校行事、教育の予定の中で、それをやるために長期間にわたっていろいろ束縛されるといいますか、先生もですけれども、生徒、子供たちもそういうふうな状況になるというふうなことで、果たしてそれでいいのかということも1つにはあります。できればそういうものを排除しながら、できるだけそういう機会を設けたいというふうには考えてございますけれども、毎年開催では非常に難しいものがあるのかなというふうに考えております。

○委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） それでは、2年に1回やるということを確認してほしいのですが。

その前に、大変だというのはわかる、大人目線でわかります、大変だというのは。しかし、過去に2回しか開かれておりません。去年と、その前はもう7年前になりますか。そして、最初5万円の予算でやって、これくらい5万円もつけられないのかとあって、やっと去年やったと。しかし、子供目線で考えれば、人前で自分の発表する、主義主張、信念を大勢の前で言う。これは大変勉強になるのです。ですから、2年に1回ということは、小・中でやりますから、どれかに当てはまると思います。過去は、7年前は6年生しかやりませんから、7年間経験しなかった子供がいるのです。今この子が高校を終わろうとしているのです。経験した子と経験しない子が将来において、どんな職業につくかわかりませんが、非常に私はこの見えない部分の蓄積された知識というもののうちで大変差が出てくるのではないかと。ですから、大人目線で大変だというのはわかります。裏方も私知っていますから。2年に1回というのも、もしこれを確認できるのであれば、私はそれをぜひ認めてみたいと思います。2年に1回、3年に1回でもはさまりますね。たしか今小・中学校でやっていますから。このスパンでやっていただきたい。もう一度お答えをお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 確認しろというふうなことを言われますと、ちょっとつらいものがあるのですけれども、できるだけそのような方向で進めさせていただきたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 3点ほどお伺いいたしたいと思います。

先ほど教育部長のほうから九艘泊の公民館を文化財の収蔵に使いたいということなのですが、その辺もう一度確認をして、もし使うとするならば、どの程度の面積を使うのか。というのは、実はあそこは冠婚葬祭に使っているわけです、九艘泊の場合は。そうすると、逆に中学校の学校、あいているほうの教室を使ったほうがいいのではないかという考え方もあるわけです。その辺をひとつ答弁を願いたいと思います。

それと、運動公園の野球場なのなのですが、2カ年で継続事業になっているというようなことなのですが、内容についてお知らせいただければなど、このように思っております。

それともう一つは、県民駅伝競走なのなのですが、この関係資料によりますと、支出の算出根拠、これが総額が64万円になっていますね。これは、むつ市陸上競技協会のほうから教育委員会のほうにお願いした額なのかなという感じはしています。そうして、査定の段階で58万円ということになったのかどうか、その辺をひとつお願いいたしたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局副理事・生涯学習課長（杉浦収二） 1点目の九艘泊地区の文化財収蔵庫の件に関しまして、実は旧九艘泊小学校、ここの2階部分を2教室活用しまして、保管、そして整理作業を行うというふうに考えてございます。したがって、地区の集会所、福祉センターのほうは、そちらはそちらのほうでこれまでの形で使われていくものというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 野球場の2カ年の整備になります。野球場の客土入れかえと外野フェンス、今フェンスはさびてぼろぼろ状態なので、フェンスも張りかえ、コンクリート擁壁のほうへクッション、ラバーというか、安全クッションを設置する予定をしております。ただ、芝生の関係、それから利用者に余り迷惑をかけたくないものですから、今年度夏場は利用させまして、9月以降芝のほうへ着手したいなと考えております。継続でもって来年の6月までかかるかと思っております、5月に入るかと思っておりますが、中体連までに間に合わせたいなというような形で自然土ですか、黒土、外野は芝生と。擁壁には、外野フェンスにはクッションをつけるという予定をしております。

それと、駅伝競走大会なのですが、ちょっと資料を私、大変申しわけない、全体の支出額で64万円前後です。県のほうから実行委員会のほうへ6万円来ております。陸上競技協会のほうで、あとの不足分を補充している状態で、

大分陸上競技協会のほうへ甘えているような状況でした。ことし、その中で当然のごとくジュースとかそういったものへ使われている分もあるので、幾分そういったものを全体経費の中から補助金に似合うような補助該当分の金額を県民大会の補助、実行委員会への補助ということで支給しております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 九艘泊のほうについては、わかりました。

それと、前後になりますけれども、県のほうからも当然駅伝競走の分については、距離によつての補助金というようなことで来ているのは私も承知しております。ただ、これを見ると、先ほど差し引きすると6万円ですから、県のほうから来るのを充当すれば、ちょうどいいような感じになるのですけれども、これ見る限りは、査定で落とされたのかなという感じをして、実はお伺いしたわけです。

これは企画のほうになるのですけれども、大変この駅伝についても、市民一体となって応援をしています。去年は惜しくも2位になり、その前は1位でした。そういう関係で、大変指導者も、あるいは選手も広い分野から選抜をされて、そして県の大会を盛り上げて、そしてむつ市の代表として行っているわけですから、余りそういう団体の補助金を、幾ら金がないといっても削らないように、ひとつ陸上競技協会のほうへ、やはりある程度の金を認めて頑張ってもらいたいというような査定をしていただきたいと。総務部長はもう3月で終わりですからそうですけれども、企画部長はまだいるようですから、ひとつ来年度以降でもそういう団体がありましたら、ぜひそういう考え方で、特にまた副市長もおりますから、最終的に副市長のほうを相当目を通すというようなことになると思いますので、その辺をひとつお願いを申し上げてききたい。

運動公園については、2カ年計画で、私もこの年になって、昨年、還暦の野球大会も県大会もむつ市で行われました。私も当然あそこでやりました。フェンスのほうは今聞くところによると外野のほうも、当たってもけがをしないような修理をする、あるいは排水のほうもやるのかどうかわかりませんが、いずれにしてもそういう改修をするというようなことで、県大会、去年はプロの選手の人たちも来て、大いににぎわった球場でもあるし、むつ市では一番いい球場ですから、ひとつ金がかかりますけれども、鋭意努力して、いいグラウンドをつくっていただきたい、このことを私からもお願いを申し上げて終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 3点お聞きをしたいと思います。

関連するのでありますが、1つは、先ほど同僚議員もこれまでも熱心に取り上げているわけでありましたが、大畑中央公園の便所の改修の件でありましたが、先ほどの部長の答弁、以前とかわりばえのない説明、答弁だなというようなことで聞いていました。全体の教育施設の老朽化が進んでいると、こういうふうなことから、順次改修をしていくと、以前にもそういう答弁でずっと経過をしているというようなことであるわけでありまして。そういうようなことで、この便所の件については、先ほど同僚議員がおっしゃったように、早急に具体的検討をしていただきたいということを申し述べながら、もう一つには、関連して、確かに部長おっしゃっているように、大畑の場合にも見たときに、公民館、体育館、地区館と言っていますが、そういうのを正津川とか二枚橋、赤川とかそれぞれの地区館も、地区公民館も老朽化されています。そういう他の地区も含めて教育施設のおっしゃっているような状況というのは、改修を余儀なくされている状況というようなことは数多くの施設があるかと思えます。そういう中で、一挙にこれは改修をできるというような財政状況にはないという、こういう状況にもあろうかと思うのです。そういう中で、私は財政の状況もかんがみながら、具体的な計画、年次ごとの計画というのを検討する必要があるのではないか、このように思うわけで、その辺について、市全体の教育施設の改修計画というか、こういう点について年次計画の検討に着手をするという考えがあるのかどうかお聞きをしたいと思えます。

2つ目は、先ほどの質疑の中での、これも関連するわけでありまして、教員住宅、教育長の答弁の中で、地元での生活の根拠を置くということは、例えば脇野沢の学校の教員は脇野沢に居を構える、こういう点で教育の面からもそういうようなことを進めていくようにいろいろな機会で行っていくというようなことで、私も同感であります。子供の教育という面を見た場合に、やはり一緒に24時間同じ環境の中で生活をともにしながら、そして教育に従事をしていただくということがやはり必要だという認識を持っています。そういう中で教員住宅、先ほどの部長の答弁にも、説明もありましたように、大畑の場合に全然利用されていない。利用したくともできない状況にあろうかと思っています。もう十何年も、20年以上も空き家になっている住宅ですから、入ってくださいというほうが無理な状況でないのか、このようにも思っています。そういう面でお聞きしたいのは、先ほどの教育長のお話の中で、まずそれぞれの教員の方々がどうとらえているのかというか、住宅に対しての、そういう教育面等含めて、そういう面で現場の教員の方々の持っている

希望とか含めてアンケート調査をして、その中で検討していくということも一つの材料になるのではないかと、私なりにそう思うのでありますが、その点について、具体的な検討の素材としてアンケート調査等もしていく気持ちがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

先ほど山崎委員もおっしゃっていましたが、3点目は、今回のむつ運動公園の野球場の改修の件であります。おっしゃっているように、ラバーコートでけがをしないように改修をするというようなことで、大変ありがたく思っているわけではありますが、私も野球をやってきた人間の一人ですので、ぜひともこの改修については意を持って頑張りたいと思っています。そこで、この具体的な工事の時期と完成の時期をいつごろに計画をしているのかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 何点かお尋ねであります。私から2つだけお答えさせていただきます。

先ほどの大畑中央公園の中のトイレの問題でございますが、部長から話がありましたように、千賀委員、あるいはまた各委員からも大畑中央公園のトイレを何とかしなさいというふうなことで来ます。私もことは5回ほど、季節たびごとに、このトイレのにおいをかぎに行ってきました。やはり夏になれば、それほどやっぱりきついなというふうな感じ。ただ、私が小さいころは、これを使っていたのになと思いつつながら、やはり私自身も少しは現代化というか、今のトイレになれ過ぎたのかなという感じがしております。そうということで、担当には、すぐできないけれども、せめてその換気だけは十分やっておいとほしいというふうなことをお願いしてきているわけでございます。そうということで、やはり順序というものがあるわけでございますが、今言ったように、私自身も大畑の野球場においては、いろんな大会もお世話になっていきますし、外部からいっぱい来られるわけでございますので、やはり少しは使いやすいような形でなければならぬだろうと思っておりますから、そうということで順序を早めるような気持ちは私も、これは早めなければならぬなというふうな気持ちは、今部長言ったようにございますので、早急と言いますと、どの付近になるかわかりませんが、やはり可能な限り早目に着手しなければならないと、こんなふうに思っております。

それから、もう一つは、教員住宅にかかわってのことでございますが、昨今の、私もそうでございますけれども、やはり一番の問題はトイレ、それから風呂場等々でございます。旧式のトイレというようなことで、なかなか

もうなじまないというふうな感じのする住宅になってきているわけでございます。それをまた今様の形に直すということは大変な、もうそれ自体、住宅それ自体も変えなければならないようなことになるわけでございます。そうすることで、アンケート云々というのがございますが、むしろ私は、ずっと前の話になりますが、自分の経験から申しまして、県にいるときも、教員住宅と教員の人事異動のあり方についてということで、そういう会議に私も臨んだことがございますが、やはり財政的な面から言わせますと、人事をうまく教員住宅使えるように配置したらどうだというふうなことでございます。しかし、もうそういう時代ではありませんで、住宅のために先生を張りつけるというわけにはいきませんので、そしてまた学生時代には相当いい環境の中で育った方が、ほとんど先ほど来のおいのようなトイレの中でやれというのは無理な状態でございます。今の教員住宅、それ自体は、新しいところはいいのでございますが、昔からある住宅に住めというのは、本当に私はできないだろうと、こんなふうにも思っているわけでございます。そうすることで、むしろ県費負担職員などについては、住宅手当を上げることがまず、民間を活用したほうがいいのではないかというふうな感じもするわけでございますので、そうすることで、アンケートをとるまでもなく、やはり今住めるようなものはきちっと整備しますけれども、そうでないものは、やはり逐次解体していく方向が最も合理的なものではないかと、私はそう考えてございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 運動公園の整備の関係についてお答えいたします。

まず、陸上競技場の整備につきましては、第2種の公認を受けなければいけませんので、ことしじゅうといいますか、平成22年度中の早い時期、9月ごろまでには改修を終わらせたいというふうに考えております。

それから、野球場につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、2カ年で整備をするというふうなことで、その後の計画につきましては、ただいまは教育委員会で考えている部分について申し上げますと、一番利用頻度の高いテニスコート、これらも改修をしなければいけないのかなという思いは持っておりますけれども、これも財源が伴いますので、その財源との調整を図りながら、順次整備をしていきたいと。当然ながら、各地域の体育施設についても考えていくというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 教育長、先ほどのアンケートの前に解体というか、老朽

化した教員住宅については解体ということも考えざるを得ないという、そういうお話でありましたが、それらも含めて、ぜひとも現場の教員の方々の気持ちという部分についても把握する必要があるのではないかと、私そう思うのです。というのは、生活環境を旧むつ市に置くというようなことも現実にはある中で、むつから大畑とか、先ほど聞いてびっくりしたのですが、佐井村まで通勤をするという、こういうことも、やはり通勤時間をとっても、この旧むつ市に住みたいのだという、このこともまた教員の方々からすれば、そのニーズという部分についても把握する必要があるあって、その中にやっぱり対策というものも考えていく必要があるだろうと、このようにも思うので、そういう点について、今後の参考に、検討の参考にさせていただければと思っています。

また、部長おっしゃった運動公園の野球場の改修の件なのですが、ラバーの部分について、工事の段取りもあろうかと思いますが、7月に大きな大会も予定されているようであります。できればそれに間に合う部分については間に合わせてもらえればと、このようなことも実際、それに携わっている方々の声でもあるようでありますから、そういう点について十分に意を尽くしていただければと、このように思っていますので、この点については要望にさせていただきたいと思えます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） まず73ページのスクールバス運行管理費4,500万円の内訳がどうなっているか。

次に、76ページの下北自然の家の管理費7,900万円なのですけれども、これに県の出資はもう既に、負担費用は入っているのか。それで、県の費用負担は幾らぐらいになるのか。

それから、79ページのウェルネスパークの管理費なのですけれども、基本協定書によると、私の記憶ですと1億1,450万円の50万円減額になっているという記憶があるのですけれども、1億1,500万円ではよろしいのでしょうか、その辺をお聞きいたします。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、73ページのスクールバスの運行管理費ですけれども、これは川内地区で市のバスを管理委託しております。それが3台です。3台市が所有のバスを運行だけを業者の方をお願いしていると、これが3台ございます。それから全部、運行も、それからバスの提供も受けているのが1台、川内地区は

4台でございます。それから、大畑地区は市の所有バス2台を運行の委託をしていると。それから、脇野沢地区は、市の所有のバス2台、それから1台は全面委託というふうなことで3台をお願いしている。トータルでは市内全域で9台というふうなことになります。

それから、下北自然の家の管理費についてですけれども、この中には県からのいわゆる1,000万円の財源が入ってございます。

それから、ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円ですけれども、これについては当初基本協定で締結した1億1,500万円の予算計上をさせていただいております。昨年度の1億1,450万円というのは、指定管理のほうから年度計画をもって提出されたものが、そのように50万円減額になってきたというふうなことで、その年度協定ではそういうふうな形で締結させていただきましたけれども、今回もそのような形が出てくれば、そのような形になろうかと思えます。とりあえずは基本協定の分の1億1,500万円の予算計上というふうなことでございます。

- 委員長（鎌田ちよ子） 新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） そうすると、指定管理者のほうから、では50万円減の提案があったということでよろしいのでしょうか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 昨年度は、年次協定を締結する際の収支計画の提出に当たって、そのような提案がなされたというふうなことでございます。
- 委員長（鎌田ちよ子） 新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） そうすると、基本協定で今1億1,500万円と決めておって、それで年次によって、では個々に変わり得るということで理解してよろしいのですか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 基本協定で定めているのは年度額の限度額でございますので、1億1,500万円以上にはなり得ないというふうなことでございます。
- 委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。半田義秋委員。
- 委員（半田義秋） 私この前、車でエフエムアジュールを聞いていましたけれども、こども議会によって、先生が、議会の承認を得なければ予算とか何事も始まらないと初めて知ったと、そういう先生がいました。そこで私は、先ほど村中委員が言ったように、こども議会はやっぱり3年に1回ぐらい開催すべきだと、そのように思っております。また、先生方も教育委員会のほうに若いころ、やっぱりこっちに呼んで、市のあり方、議会のあり方等を勉

強させてから、また現場に復帰させたほうがよろしいのではないかと、教育長、そのように思っております。

それで、教育長に1つお尋ねしたいと思えますけれども、今定例会で残念ながらご勇退なさるといことですのでけれども、教育委員会と市長部局の関係について、それから今まで数回予算を組んできたわけでありましてけれども、その思い、どのような思いで今までこの数年やってきたか、それちょっとお聞きしたいなど、そのように思っております。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育長。

○教育長（牧野正藏） まず1つは、教員の資質というのか、あるいはまた常識というのかわかりませんが、やはりそういうことで、学校だけにおりますと、どうしても世間というのが見えなくなるというのが欠点でございます。そういうことで、学校の先生という、常に教えることだけの研修ではなくて、今言われましたように、世の中の仕組みがどうなっているかというふうなことも含めて、やはり議会での研修、こういうことが非常に大事なことだと私は思っていますので、初任者研修等々ありましたら、やはり議会などを見学し、視察をするということも検討させていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、教育委員会と市長部局との関係ということでございますが、今我々のほうは独立というか、独自の行政委員会の一つであるわけでございますが、このシステムができましたのは昭和22年でございますので、その時点で作られた教育委員会制度であるわけでございますけれども、私はそれなりに意味があるだろうと思っております。ただ、昨今、最近の政権になりますと、教育委員会をなくして監査委員会にしてはどうかというふうな、要するに市長部局の中に置いて、それで教育委員会みたいなのが監査するというふうな方向もあり得るのではないかとというふうなことが今検討されているようでございますが、やはり理想的な、理想は何かというのはなかなかわからないわけでございますが、教育委員会と、それから市長部局とのあり方につきましては、我々教育委員会としましては、やはり今までどおり継続させていただきたいと。監査委員というのに一方的に持っていかないでほしいというふうなことで国に要望しているところでございます。

それから、予算のことでございますが、私は本当におかげさまをもちましてといたしましょうか、ことしの予算だけでも四十数億円でございます。私は、今までかつてこのような大規模な予算を組んでいただく、あるいは承認していただくという機会にも恵まれたことはありませんでした。とにかく教育というの、できるだけ少なく、小さくというふうな、あえて言わせてい

ただきますと、国におきまして、教育は国家の百年の大計なんて大変大きいことを言われるのですが、その割には予算は小さいというふうなことでございますが、そうではなくて、むつ市の場合には、去年も、その前の年もそうでございますが、年々増額しております、子供たちあるいはまた地域住民、保護者に対しても、本当にそんなになったのですかとびっくりするぐらいの予算をつけていただいているというようなことで、改めて感謝を申し上げたいと、このように思っております。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 本来、先ほど半田委員が質疑する前に言いたかったのですけれども、教育長がお言葉を述べた後でお尋ねするのはちょっとあれですけれども、2点に絞ってお伺いします。

私は、毎回お尋ねしておりますけれども、義務教育費、スクールサポーターに関しまして、これは要望を満たしているのかと。去年は、何校か減という形であると記憶しておりますけれども、ことしの配置予定、新年度の配置予定につきまして伺います。

それから、新型インフルエンザ対策費の内容と、それに関連しまして、今年度補正で組みました1億数千万円の状況、実績等わかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（加藤次男） スクールサポーターの件についてお話し申し上げます。

スクールサポーターは、委員ご存じのように、障害のある子供たちの介護のために配置しております。そして、今現在小学校9校、中学校5校の学校に計18名今年度配置させていただいておりますけれども、各学校から特別支援にかかわる支援の要請が非常に多くありまして、現在41名の来年度要望がございます。来年度2名配置していただきまして、20名というふうなことで各学校に配置し、子供たちの特別支援にかかわる教育の充実に努めてまいりたいなど、そう思っております。保護者の中には、新年度入ってくる子供たちに、ぜひこのスクールサポーターを配置していただきたいという保護者の声もございます。各学校から、このスクールサポーターの配置については、むつ市は他市町村よりも非常に多いというふうなことで大変助かっているというふうな声を聞いておりますし、私たちも学校と連携をしながら、このスクールサポーターの配置、特別支援教育の充実に努めてまいりたいなど、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） インフルエンザ対策についてお答え申し上げます。

議員の皆様のご理解によりまして、補正をしていただいた手指消毒剤、マスク、嘔吐物処理セット等、今年度分につきましては予算を執行して、おかげさまをもちまして、インフルエンザの発症もおさまっている状況かと思っております。明年度につきましては、手指用消毒剤をまたことと同様、その詰替用のボトル、それと緊急用のマスク、合わせて249万7,000円を考へております。今後もインフルエンザ拡大の防止に向けて、学校と連携をとりながら当たりたいなと考へておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（鎌田ちよ子） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） まず、41名に対して20名と。昨年もたしか何校かに配置できなかったというふうな記憶しておりますけれども、要はこれ数年前になりますけれども、初めてこの制度が新規事業でやられたときに、たまたま私の身内で大変世話になったこともありますので、そういう形で、先生が対応し切れない部分を行うということで、物すごく制度的には事業としてはすばらしいものだと、私自身もそう認識しておりますので、ぜひ予算の関係当然出てきますけれども、市長もおります。そういう分でぜひ今後とも配慮願ひたいと思います。

それから、インフルエンザのほうですけれども、簡単で結構です。1億数千万円、予定どおりすべてやったという、前年度の実績に関しまして、補正で1億円でなかったですか、補正で1億1,000万円か2,000万円でなかったですか。という認識ですけれども、間違っていればあれですけれども。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） インフルエンザの関係についてお答えいたしますけれども、教育委員会の予算の中では、手指消毒液とマスクの購入というふうなことで、残りの部分については保健福祉部の所管の対策費でございますので、その辺は私もちよつと承知しておりませんので、お答えしかねますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 1点だけ、学校給食のことでちよつと質疑したいのですが、前にも学校給食に関しての質疑を私させていただきました。これは、地産地消ということで、きのうの経済部の質疑の中でも出ましたけれども、地元産の食材の占める割合、これをいかに高めるかにかかっているの

はないかということをお願いしたのですが、地元食材の調達、これによって地場産のいわゆる活用度を高めていくという、こういう研究はなされておりましたか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 食育の大切さというのは、子供の教育には本当に欠かせないわけでございまして、私ども本当に教育委員会の柱の一つとしてとらえているわけでございます。そういうことで、今年度といたしましょうか、新たな取り組みといたしましょうか、生産者と学校がどのように連携できるかという具体的に来年度の耕作反別と言ったらいいのでしょうか、要するにどのような面積で、どういう季節に何をということまで今取り組んでおりまして、その段階を相当日数かかりましたけれども、全部ではございませんが、一部からもう既に地区の農家の方々と連携、何回かもうその会合を持ちまして、要するに学校というのは即短時間で調理できるという、そこまで持ってきてくださいということで、単に泥のついたものを持ってこられてもなかなか処理できないものでございますから、そういうことまでも含めて、今詰めてやっているとこでございますので、年々改善していくと私は思っております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 県内の各自治体も、これにはかなり取り組んでおられるのです。青森市あたりは、もう100%を目指すのだという、まだ時間がかかるけれどもという話ですけれども、これは実際地産地消という、「むつ市のうまいは日本一」と言っているけれども、これを高めるためには学校給食もそうだけれども、保育所もそうなのです。保育所の食材にしてもそうなのです。これを公から始めないと、絶対これ浸透していかない。そういうことで、ひとつ、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

- 委員長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 市長が30分ほどおくれるそうですので、お願いいたします。
- 次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。企画部長。
- 企画部長（阿部 昇） それでは、予算書の80ページをお開き願います。
- 第11款第1項公債費、1目元金についてであります。これは、長期債の元金償還金であります。前年度と比較して2億6,571万8,000円の減となっておりますのは、前年度におきまして、いわゆる借換債、公的資金補償金免除繰上償還があったことなどによるものであります。
- 2目利子は、長期債及び一時借入金に係る利子の支払いであります。
- 以上でございます。
- 委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。
- これで第11款公債費についての質疑を終わります。
- 次は、第12款諸支出金について理事者の説明を求めます。企画部長。
- 企画部長（阿部 昇） 第12款第1項1目公営企業費についてであります。
- これは、下北医療センターが運営する病院事業及び公営企業局所管の水道事業の会計に対する一般会計からの負担金、補助金及び貸付金に要する経費であります。内訳につきましては、補助金等資料の37ページから39ページまでにかけてを合わせてご参照いただければ幸いです。
- 以上でございます。
- 委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。
- 委員（中村正志） 公営企業費の下北医療センター貸付金についてありますが、前も聞いたことがあったかと思うのですが、これはたしか医療センターの運転資金というのでしょうか、運営資金をやるために一時貸し付けして同じ額返してもらうのだという貸付金だと思うのですが、下北医療センターのほうでは、むつ総合病院のほうの不良債務も大分片づきまして、大分自前での資金調達が可能になったと思うのですが、それでも前年度並みの貸付金をしなくてはいけないという、そこら辺の理由はどういうところにあるのでしょうか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。
- 企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。
- 下北医療センター貸付金の12億9,280万円の貸付金ではありますが、この内訳は、むつ総合病院が7億5,000万円、それから川内診療所の分として1億

3,110万円、大畑診療所分として1億4,000万円、脇野沢診療所の分として4,870万円、むつりハビリテーション病院の分として2億2,300万円、合わせて12億9,280万円となっております。これは、あくまでも年度内の貸付金であって、4月1日に貸し付けをしまして、翌年の3月31日に返済してもらうということになっております。これは、あくまでも資金繰りという部分で、確かにむつ総合病院は平成20年度で第5次病院事業経営健全化計画が終了して、55億円の不良債務は解消されましたけれども、まだそれ以外の年度内での資金需要があって、このむつ総合病院の分に関しては7億5,000万円の貸付金をお願いするという形で来ておりまして、それを決定するというふうなことです。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 中村正志委員。

○委員（中村正志） そうしますと、今後何年間かは下北医療センターの運営上、同程度の年度内での貸付金が発生していくというふうなことでいいのでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） そのとおりでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、水道事業のほうですが、これは毎年若干ずつ、数千万円ずつふえておりまして、これはまだまだふえていくという、そういうものになっているのかどうか、大体2億円でとまる予定なのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、2点目のほうは下北医療センターのほうですが、たしか向こうのほうの不良債務、実際むつ市がこれから負担しなければいけない不良債務は48億円あるということですが、その分の手当ては、この中で大体どのくらい計上されているのでしょうかということです。ちょっとこの資料を見る限りは、余りその部分がないかなというふうに思いまして、結局48億円を5年ぐらいでたしか解消していく予定だとかなり、それこそ10億円ぐらい毎年出していかなくてはならないかなというふうに思っておりますので、その部分は今後どうなっていくのかということです。

あと、下北医療センター自身の負担は、これからもまだまだふえていく予想なのかどうか、そのところもお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

1点目の水道事業会計の負担金につきましては、今後西通り地区の大規模な、特に川内地区ですけれども、いわゆる水道、上水道の整備、そして簡易水道の統合というふうな大規模な事業を抱えておりまして、いわゆる起債事業によりますので、一般会計とすれば、その起債の償還に当たってはルール分の形で負担金が増額されていくものと思っております。

それから、昨年度策定いたしました公立病院改革プランに基づきまして、川内、大畑、脇野沢の3診療所の不良債務解消を、いわゆる平成21年度から平成25年度まで、この改革プランでは総額43億5,000万円ほど繰り出しを予定しております。平成22年度分といたしましては、5億8,126万9,000円の計上をいたしております。それで、補助金資料の38ページの川内診療所の分につきましては、(1)の③、不採算地区病院運営に要する経費、これが1億9,643万1,000円、それから(4)の経営健全化対策に要する経費、そして1億8,598万8,000円、合わせまして3億8,241万9,000円となっております。それから、大畑診療所につきましては、(3)の経営健全化対策に要する経費で1億2,885万円となっております。それから、脇野沢診療所につきましては、(4)の経営健全化対策に要する経費で7,000万円、合わせまして5億8,126万9,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 水道事業のほうですが、こちらのほうの負担がふえるとはちょっと思っていなかったのですが、その分といいますか、ことしから水道料金の値上げでそういう事業の分をカバーするのかなと思っていたのですが、ということは、値上げをしたけれども、それでもまだやっぱり不足分があるからむつ市も負担をしなくてはいけないというふうなことで理解しなくてはいけないものでしょうか。そこのところ、再度確認させていただきます。

それと、説明によりますと、下北医療センターのほうが大体5億8,000万円ずつ、そういう意味では負担していくと。ということは、下北医療センターの分の負担というのは、額はこれ以上はふえないということで、そして健全化計画が終了すると、その5億円分ががたっと下がっていくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

水道事業会計に対する負担金につきましては、確かに水道料金の改定がございしますが、それはあくまでも水道事業の経営の部分であって、この一般会

計との水道事業会計のいわゆる繰り出しのルールがありまして、企業債の公債費に関して一般会計が一部負担するという取り決めがありますので、その分に関して今後ふえていくということになります。

それから……

(「いつまでふえるのでしょうか、ずっと」の声あり)

○企画部理事(近原芳栄) ですから、いわゆる西通り地区の事業が今後、たしか前の一般質問では四十数億円と言われてはいますが、それが結構長い年数でかかるとは思いますけれども、その時点での起債の、いわゆる企業債の借入れによって一般会計のルールによる繰出分が増加していくという形になります。

それから、下北医療センターのほうの、先月25日に経営健全化計画が決定されたということですが、その前に公立病院改革プランは、平成21年度から平成25年度までの5カ年の計画です。下北医療センター全体で収支を黒にするという計画でありました。それから、経営健全化計画のほうは、平成21年から平成24年までの4年間で、いわゆる不良債務比率を20%未満にしていくという計画ですので、同じ計画、不良債務解消の計画なのですが、目的がちょっと違うということになります。一応不良債務解消分としては、今当初予算で5億8,126万9,000円の解消分として計上いたしましたが、年度内のこの状況いかんでさらに追加しなければいけない、いわゆる下北医療センター全体での計画がございますので、やはり計画達成するためには、年度内の動向もにらんだうえで今後考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○委員長(鎌田ちよ子) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(阿部 昇) 第13款第1項1目予備費についてであります。これは、予算の不足を補うもので、2,500万円を計上しております。

以上でございます。

○委員長(鎌田ちよ子) ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時16分 再開

○委員長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） それでは、市税のご説明を申し上げます。
歳入のご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入予算のうち第1款の市税についてご説明申し上げます。
総額、伸び率、徴収率につきましては、市長が提案理由で述べておりますので、私からは税目ごとについてご説明申し上げます。なお、予算積算に当たっては、平成21年度の決算見込額をもとに、税制改正及び景気動向等を加味して、税目ごとの調定額と徴収率を見込んで予算を積算いたしております。

それでは、予算書の10ページから11ページをごらんになってください。第1項の市民税は、前年度より4.0%減、金額にして1億1,065万円減を見込んで計上いたしております。内訳といたしまして、1目の個人市民税は、昨年の人事院勧告により公務員給与が2.4%減額になったこと、景気回復が思わしくないこと等の理由により、平成21年度の当初所得に比べて4.5%減を見込み、徴収率を0.4ポイント増として概算いたしております。

また、2目の法人市民税につきましては、二番底は回避できたというものの、景気回復には至っていないことから、0.2%減を見込んでおります。

第2項の固定資産税は、評価額減少により前年度より1.1%減、金額にして2,410万5,000円減を見込んで計上いたしております。

第3項の軽自動車税は、50cc以下のバイクの減少が見込まれるものの、250cc以上のバイクは若干ふえていることから、0.2%増を見込んで計上いたしております。

第4項のたばこ税は、健康志向や喫煙環境が一段と厳しくなったこと、10月からの増税により、本数は12.1%減を見込んでおりますが、たばこ市税分が40%増になることから、差し引き2.5%増を見込んだものでございます。

第5項の都市計画税は、固定資産税同様評価額減となっておりますが、都市計画区域内での大型店舗建設により若干の増が見込まれることから、0.1%増を見込んでおります。

第6項の入湯税は、平成21年度決算見込みから3.9%増を見込んだものでございます。

以上で、第1款市税についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） それでは、続きまして予算書の11ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、予算書11ページ下段から12ページの上段にかけての第2款地方譲与税についてであります。市町村の道路の延長や面積によって案分し、交付される第1項地方揮発油譲与税及び次の第2項自動車重量譲与税については、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,180万6,000円、伸び率で5.5%の減で計上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ517万4,000円、伸び率で14.3%の減で計上しております。

次に、同じく12ページの第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ728万1,000円、伸び率で67.9%の減で計上しております。

次に、同じく12ページの第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ32万7,000円、伸び率で24.7%の減で計上しております。

次に、13ページの第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等で案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ6,857万円、伸び率で10%減で計上しております。

次に、同じく13ページの第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村の道路の延長や面積によって案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ511万1,000円、伸び率で9.7%の減で計上しております。

次に、同じく13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につ

いてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額を計上しております。

次に、同じく13ページの第9款地方特例交付金についてであります。これは本年度の子ども手当の創設に伴い、地方負担の増加に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金のほか、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんする特例交付金、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金でありまして、前年度に比べ580万2,000円、伸び率で6.1%の減で計上しております。

次に、14ページの第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額に本年度の地域活性化・地域資源活用臨時特例費の創設及び活性化推進特例費の設定等の改正を見込み、また単位費用等の入れかえにより、前年度に比べ伸び率で2.7%の増、特別交付税は前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率7.1%の増で計上しておりまして、合計で3億5,000万円の増を見込んでおります。

次に、同じく14ページの第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ30万8,000円、伸び率で3.8%の減で計上しております。

次に、同じく14ページの第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金及び保育所等への入所の負担金でありまして、前年度に比べ621万1,000円、伸び率で2.5%の増で計上しております。

次に、15ページから16ページの上段にかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る使用料並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ1,155万4,000円、伸び率で4.6%の減で計上しております。

次に、16ページの下段から18ページの中段にかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ10億3,430万4,000円、伸び率で30.7%の増で計上しております。これは、子ども手当の創設により、子ども手当負担金が大幅に増加したこと並びに電源立地地域対策交付金や地域住宅交付金、第三田名部小学校建設事業費補助金が増加したことによるものであります。

次に、18ページの下段から21ページの上段にかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ1億2,287万8,000円、伸び率で3.9%の減で計上しております。これは、関根漁港漁村再生交付金や電源立地地域対策交付金が減少したことによるものであります。

次に、21ページの下段から22ページの中段にかけての第16款財産収入についてであります。これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、市有地や市有牛及び陶器等の生産物の売り払いにかかるものでありまして、前年度に比べ2,848万4,000円、伸び率で38.6%の減で計上しております。

次に、22ページの下段の第17款寄附金についてであります。ふるさと納税寄附金に対応するため、名目計上いたしました。

次に、23ページの第18款繰入金についてであります。繰入金は事業目的によりそれぞれの基金から繰り入れと、特別会計から一般会計に対する繰り入れでありまして、前年度に比べ1億6,914万4,000円、伸び率で37.4%の増で計上しております。

次に、24ページから25ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業への資金融資のための原資貸付金、奨学金貸付金元金収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ4,397万9,000円、伸び率で2.4%の増で計上しております。

次に、26ページの第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、また退職者の増加に伴う財源対策として退職手当債を計上しましたほか、普通建設事業の財源として起こしたもの等を合わせ、前年度に比べ6億7,724万6,000円、伸び率で14.2%の増で計上しております。この結果、歳入の総額は歳出と同額の339億5,000万円となり、前年度に比べ18億9,200万円、伸び率では5.9%の増となりました。

以上で歳入の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。
○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成

年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

26ページの臨時財政対策債に関連してですが、これからはこの臨時財政対策債が使い勝手がいいということで、こういうのを使っていくという方向なのかどうか。それと、平成22年度から過疎債はもう使われなくなって、去年もなかったのですが、過疎債というのは、もうこれからは利用しないということによろしいのかどうか、ここをちょっとお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 1点目の臨時財政対策債についてのご質問であります。これは地方財政対策の一環で、いわゆる地方財政計画の中では総額約82兆円の計画をしております。ですが、これに対していわゆる国税の収入、地方税の収入等が落ち込み、約18兆円の財源不足を来しているわけです。そのために、この臨時財政対策債を発行して、財源不足を穴埋めするという、これは地方財政対策の一環であります。ですから、本来これは普通交付税で交付されるべきものであって、それが国税、地方税の収入が落ち込んだために対応できない。したがって、この臨時財政対策債の発行、そして今後の、今年度の償還につきましては、100%の財政措置があると。いわゆる普通交付税の算定、基準財政需要額の算定におきまして、この償還額が今年度に100%元利分、これが算定になるというふうなことになります。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 過疎債のお尋ねでございますが、昨日新聞にも報道されましたが、6年間過疎法を延長する法案が可決成立をしました。4月1日施行となりますので、まだ詳細は情報を得ていませんけれども、基本的には過疎債は今後も可能であるということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この臨時財政対策債は、そういう意味では地方交付税の穴埋めという意味では、どうなのでしょう、これはいつまで、でもこれを頼ってやるしかないということですね、その分税収が入らないという前提ですから。いつまで続くのか、これ当然国のほうもそれは手当てするから、足りない分はずっと保証はされるということによろしいかどうかということですね。

それと、過疎債についてですが、平成22年度は過疎債全然借りていないのですよね。過疎債のことが、今回発行していたら、その部分を教えてもらいたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 1点目の臨時財政対策債がいつまで続くのかということですが、いわゆる今の国会で地方交付税法案の一部改正の中で、地方財政法の一部改正もございまして、この地方財政法の5条の特例の規定になっておりまして、この発行につきましては、平成22年度限りという情報になっております。ですから、毎年度見直ししていくといたしますか、毎年度の国税、地方税の税収を勘案したうえでの、いわゆる地方財政計画において財源不足がなくなれば、この起債も発行しなくてもよいわけですので、それらのものが勘案されて今後も決定されていくということになります。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 平成22年度の予算では過疎債、予算書の89ページをごらんいただきたいと思うのですが、この89ページの一番最後のページになります。この真ん中辺に過疎対策ということで、当該年度の起債見込額7,090万円、これを充当すべく過疎債をとという理念でございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 市税の1目固定資産税のうちの家屋にかかわる税についてお尋ねいたします。

うちを建てて、築後何年まで何%減税して、最終的には何%税が加算されるのかお尋ねします。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） お答えいたします。

新築家屋につきましては、3年間2分の1の課税でございます。

（「最終的には何%。例えば1,000万円で建てれば最終的には何%、幾ら残る」の声あり）

○総務部税務調整監（對馬映子） 0.2でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私もよく銀行に行けば、17年経過で評価額ゼロということなのですが、市の市税では今2割と言いましたね。これは、全市町村同じ率なのですか。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） そのとおりでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 2点ほどお聞きいたしたいと思っております。

1点は、うちのほうで農協の金融関係がなくなりまして、それでATMを設置しているわけなのですけれども、お年寄りの方々は、もう週に1回来たとしてもなかなか大変だというようなことで、金融面については県信用あるいは郵便局のほうに年金等も書きかえているような状況があります。そこで、税の、私のうちはその農協のほうから自動的に引き去りをしているわけなのですけれども、郵便局を使えないものかどうかと。これは、庁舎に行けば、それはできるのですけれども、郵便局のほうには、その支払いのあれを持っていても振り込みができないような状況に今なっているはずなのですけれども、その辺について若干お聞きしたいと。

それから、もう一つ、納税組合のほうは、今まで大体10回に分けて納付しているはずなのですけれども、今年度からは、新年度からは、一般の方と同じように8期に分けて納めなければならないというようなことを伺っておるわけなのですけれども、そうすれば、納税組合に入っても何もメリットがないと。それは、組合のほうには前にも議論になりました補助金は来ますけれども、今まで納税組合に入っていると、一般の方々と違って、8回のもものは10回、6回のもものは8回でもって長く、そして納めやすく、同じ税を納めるにもそういうふうにしてやってきたのですけれども、その辺について、事実関係をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 2点についてのお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の郵便局を使えないかということですが、郵便局につきましては、今現在銀行との為替交換ができない状況にあります。それで、なかなか現金のお支払いは郵便局のほうでできない状況なのですが、口座振替に関しましては、郵便局も使えますので、ぜひ口座振替をご利用いただきたいと思います。郵便局のほうも銀行の全銀協と話し合いをして、限り為替交換が調った暁には現金の取り扱いも可能になると思いますが、それまでの間は口座振替でご利用いただければと思います。

2点目の納税組合の件ですが、それぞれの組合で集金の仕方がございまして、今議員がおっしゃいました10回に分けてということは、その組合で10回に分けて集金をして、それを集めて8期でお支払いいただいているのだと思います。ですので、基本は8期でございまして、8期で納期内納付をして、脇野沢の納税組合の方々は8期で納期内納付率が高うございます。ですから、恐らく前もって、例えば6月に通知書を発送して、6月から納期が始まるわけですが、4月の段階からお金を集めて、そしてそれに集めた分を均等にして8期でお支払いいただいているということで私は思ってお

ります。考えております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） それでは、今までどおりでもよろしいというような考えで私は理解するのですけれども、そのとおりでよろしいですか。要するに納税組合のほうに任せているというようなことで理解してよろしいですね。

口座振替のほうは、それなりにわかりました。現金で持っていっても郵便局でやれるような手続を早目にしてほしいなど。そうすれば、お年寄りの方々もそれなりに庁舎のほうに行かなくても、やはり本村の場合は、庁舎が遠くなりましたものですから、ましてや金融機関も今郵便局と、県信用しかないものから、できるだけその方向に努力していただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 11ページの都市計画税についてお聞きいたします。

私12月定例会のときに、この件で一般質問いたしまして、これを廃止するなり、また税法を改正するなりするべきだと、税の公正公平を考えるにおいては。その辺内部のほうで、この平成22年度の予算書を作成する際に話し合われたのか、話し合われなかったのかお聞きいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 都市計画税につきましては、前回の議会で答弁申し上げておりますが、検討していくということで、私たちなりに今後皆様のご意見を拝聴しながら、改正あるいは廃止等含めて検討してまいりますので、その辺をご配慮、ご考慮ください。

○委員長（鎌田ちよ子） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 12月に一般質問いたしまして、すぐ新年度から変わるということは私も考えていません。私は、なぜ一般質問したかということ、税務調整監は十分私の気持ちは理解していると思いますが、やはり税、今の時代に都市計画税をもらっているところはだんだん少なくなっているわけです。やはり税は先ほど申し上げたとおり、公正公平、ある人が、所得の多い方が所得の少ない人の分も支払いして税を均等に皆さんから徴収しているということになっておりますので、特に都市計画税は旧むつ市の一部の方だけがこの1億7,000万円をお支払いしているということをぜひご認識いただきまして、今後ともこの税制の改正をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 11ページをお願いします。総括質疑で一部同僚議員も触れておりました市たばこ税ですけれども、もう一度確認させていただきま

す。
まず、売り渡し本数の1億3,499万4,000本の見込みの根拠をお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 見込みの根拠ということでございますので、お答えさせていただきます。

まず、その前にたばこ税は売り元の、売り渡しの元締めでありますJTたばこ産業とTSネットワーク（株）、これは洋モクを扱っている会社でございます、から売り渡しされた本数分に税率を乗じて積算しております。今日の喫煙環境悪化に伴い、この売り渡し本数を確実に見込むことは非常に困難になっております。しかし、本数は確実に減少しておりますが、平成21年度の決算見込みでは、平成17年度比で16.2%減が見込まれておりますので、4年間の平均減少率と増税、さらなる喫煙環境の制約による減少率と加味して、平成21年度比で12.1%減、それから決算見込みで14.7%減と積算しております。参考までに申し上げますが、国は15.8%減と見ております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そこで、地方税法上たばこ税は小売業の営業所の所在地に納税されるということになっております。それで、市内で実際に消費された分がかけ離れているのではないかなと、そういう懸念があるのですけれども、どうですか、その辺の見通しといたしますか。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 市内の消費している分とかけ離れているのではないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、少し調査させていただきました。売り渡し本数には、たばこ組合に加入していないコンビニ、パチンコ店も含まれておりますので、それぞれほぼ実態に近い本数と見込んでおります。参考までに県内類似市であります十和田市、五所川原市の平成21年度9月末の売り上げ本数を比較しますと、むつ市を100とした場合、十和田市は83.5、五所川原市は95.8とむつ市が上回っている状況にありますので、ほぼコンビニ、パチンコ店を含めた実態に合った数字と考えております。

- 委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。
- 委員（浅利竹二郎） 大体わかりましたけれども、要するに小売業の営業所をどこに置くかによって納税額が決まってくるわけです。それで、他市の資本が入っています、今言われましたパチンコ、コンビニ等の自動販売機の実績、これの帰属先は、これはどこになるのでしょうか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。
- 総務部税務調整監（對馬映子） お答えいたします。
- 帰属先ということですが、コンビニに関しては独立した店舗になっているので、帰属先はむつ市と考えております。ただ、パチンコ店に関しては、本店という可能性もありますが、たばこ組合の指導によりまして、できるだけ地元に戻元するようという指導があるようでございますので、現在はほとんどがむつ市に帰属していると考えております。
- 委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。馬場重利委員。
- 委員（馬場重利） 使用済み核燃料中間貯蔵ということで、2年後、搬入は3年後になるのかもしれませんが、毎年キャッシュが何本入ってくるかによって変わってくるかと思えますけれども、その税の扱いといたしますか、固定資産とそのキャッシュ自体をどう見ているのか。さらには、市長がちょっとおりませんけれども、いわゆる新税、その話がありましたけれども、それがどうなっているのか、どういう見通しになっているのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。
- 総務部税務調整監（對馬映子） お答えいたします。
- キャッシュにつきましては、それなりに固定資産の資産があるのでございますが、今ここでお示しはできません。確実な数字でございませぬので、試算はしております。
- それから、法定外税の取り扱いということで、今現在進めておるわけでございますけれども、納税者になるべく事業所と、その交渉ということで今後進めてまいりたいと思えますが、ただ設立が、事業開始が伸びておりますので、私たちの進め方もちょっと間遠くなっている状況にあります。
- 委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。
- 委員（馬場重利） 開始が伸びているのは確かに伸びているのですけれども、やたら近くなってから話し合いしたって、これは決まるものではないと思うのです、かなりの交渉が必要になってくる。
- それから、今の税務調整監の話では、キャッシュにかかる固定資産税という見方でいいのでしょうか。それが例えば1体当たり幾らという決め方になっているのか、そこも、例えば年度における搬入の本数で決めるのか、どうい

う決め方をするのか、そういう話にまでなっているのかどうかお聞きします。

○委員長（鎌田ちよ子） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 新税の件につきまして、私からちょっと補足させてもらいますけれども、新税につきましては、当然市のみの決定ではできませんので、相手と、それから手続を1つずつ踏んで承認もらうという形になっています。よって、今現在はその過程でございますので、その新税の創設を目指して着実に進めてまいりたいということでひとつご理解をいただきたいなと思っています。

もちろんご指摘の客体云々等につきましても、相手方も含めましてある程度の協議が必要でございます。よって、その過程でございますということで、ひとつご了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） キャスクの固定資産税の件でございますが、償却資産として積算いたします。1体当たりということで、入ってきた数で積算いたします。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 大体おおよそはわかりましたけれども、新税についてはかなり期間のかかる、それはわかりますけれども、どれくらい、例えば営業開始までには決めるとか、そういう腹づもりをお聞きしたいのです。これは、あと2年後、3年後になるのかな、正式には。そういうまだはっきりしていない部分もあるかもしれませんけれども、その辺の腹づもりはどうですか。

○委員長（鎌田ちよ子） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 先ほどの答弁の延長でございますけれども、新税創設になりますと、当然条例を設置するという手続が必要になってくるわけでございますので、そこら辺につきましては、タイムスケジュールは想定はいたしますけれども、余りいついつまでという形には、現段階ではなっていない。着実に進めてまいりたいと。

重ねて申し上げるのは、議会の承認を得る手続も当然その中には入ってございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 11ページの入湯税についてお尋ねをいたします。旧大畑町の場合には、入湯税をいただいていたしまして、その後合併した後、薬研地区の入湯税については、たしか廃止されたという記憶をしておりますが、この計上している入湯税の客体は、どの地域、どの施設になるのかお尋ねします。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 入湯税についてお答えいたします。

この客体は、むつ地区が3カ所、それから大畑が3カ所、川内が4カ所になっております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） たしか薬研地区、廃止されたというような記憶をしておりますが、薬研、大畑地区が3カ所というのは、もしその施設の名前も言えたら教えていただきたいのですが。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 大変申しわけございません、守秘義務の絡みでお教えできませんが、ただ廃止されたというのは、合併前に福祉施設と併設していた入湯税部分が廃止されているということだと思いますけれども。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 国庫支出金の電源立地地域対策交付金のことではありますが、一月ほど前、こんな記事がありまして、原子力発電施設等立地地域特別交付金が昨年9月14日、官報で公示されたと。その内容は、本来であれば都道府県が主体であったものが市町村がそれを申請できるようになったというようなことでありまして、その辺の仕組みと申しますか、内容等、このたびの予算にそのことが反映されてはいないと思うのですけれども、その有無と今後どのように考えておられるか教えてください。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの富岡幸夫委員のお尋ねにお答えいたします。

富岡幸夫委員ご認識のとおり、この交付金、正確には原子力発電施設等立地地域特別交付金、このように称されております。ご認識のとおり、私ども遅まきながら、つい先月、新聞で知るところとなった次第でございまして、今お話しのように、昨年9月の交付規則見直しによりまして、県が対象だったものに加えまして、市町村にも直接交付が可能となったという制度の趣旨でございまして。

内容は、原子力発電施設等の設置あるいは運転の円滑化のためにという趣旨でございまして、特に経済産業大臣がその必要と認めるものに限ると、こういう条件づけがございまして。したがって、私どもとすれば、まず初めに県を通すのではなく、この経済産業省の資源エネルギー庁、こちらのほう

に特別な認めるに足るような理由づけ、事業内容を協議して、そのうえである程度のお墨つきを得ながら、地域の振興計画、むつ市の地域振興計画をつくっていくというのが手順でございますので、私どもといたしましては、その趣旨を体すべく必要なものはできるだけ活用していくとことございませぬので、今後この趣旨に沿うようなものを全体的に洗い出しをしながら、鋭意努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、一応原則論ですが、一自治体の振興計画を単位として25億円という値が示されております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 知ったのが、その同じ記事だと思うのですけれども、これまで県では新幹線の開業の事業に使っているとか、特別枠で50億円まで使っているとかと、こうあるわけですね。現に柏崎市では独自の振興策でもって30億円をやるというようなことが記事には載っているわけです。ですから、県内どこの自治体も知らない、県も知らなかったというようなお粗末ぶりなものですから、やはり緊張感が足りないなど、皆さんのところでなくても、県でもそういうふうに言いたいわけですね。使えるものは使うということで、宮下市長も申請が可能なのであれば振興計画を検討し始めたいというようなコメントを載せているわけです。ですから、今回はかなわないとしても、来年度予算には盛れるようなその手順を仕組んでいかなければならないと、こういうふう思うわけですね。ぜひともそういう進め方を、財政難の折で、大きく言えば下北半島全域でもって事業を考えていくというようなことがあれば、各町村も乗ってくれるということにもなりますので、その辺の検討をよろしく願いたいと思いますが、お考えのほどを。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいま富岡幸夫委員が申されましたように、私どもとしましては、やはりこの財政健全化を第一義として私たち今最後の詰めの段階にありますので、そういう意味においても今後を見据えながら、この交付金の活用という点で、とにかく全力を出して努めてまいりたいということでお答えにさせていただきます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第24号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

(5番 横垣成年委員登壇)

○委員(横垣成年) 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、大畑消防署建設に約2億900万円、第三田名部小学校建設に約4億7,500万円、第一川内小学校建設に約5億3,900万円、むつ運動公園陸上競技場整備に約1億6,500万円など、市民生活にかかわる予算が多分に計上されております。また、累積赤字解消のためと称して財政調整基金に4億3,000万円を積み立て、緊急性が疑われる防災拠点施設用地整備事業に約1億8,000万円なども計上されております。

その一方、平均13.8%の国保税の値上げが提案され、水道料金の値上げが5月から実施されます。一昨年は国保税が15.1%引き上げされ、昨年は介護保険料が3年間段階的に値上げされることが決まり、ことしは国保税と水道料金、介護保険料のトリプル値上げであります。税金を滞納し、あすに食うに困る市民をふやさないために累積赤字解消を引き伸ばしたり、防災拠点整備、大湊エコ・コースト事業、下水道事業などという市民向けの事業であっても、来年、再来年に実施するなどという形で支出を抑え、市民負担を解消する努力をすべきであります。

市民負担を解消する努力が全く見られない本予算に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(鎌田ちよ子) これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者5人)

○委員長(鎌田ちよ子) 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○委員長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者からの説明を求めます。民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会

計予算についてご説明いたします。

予算編成に当たりましては、年間平均国保加入世帯数を1万2,165世帯、年間の被保険者数を2万2,070人として積算いたしております。その結果、平成22年度の予算額は歳入歳出とも76億228万9,000円で、対前年度比で1億2,963万3,000円、率で1.7%の増となっております。

本特別会計は、被保険者の医療需要に応じて、その主な支出であります医療給付に見合った収入を確保しなければならないという性格を持っておりますことから、まず歳出からご説明いたします。予算書の16ページをごらんください。

第1款総務費は、総務管理費、国保運営協議会費及び趣旨普及費で、国保事業運営のための事務的経費を計上しております。前年度と比較いたしまして、1,022万円増額となっているのは、第1項第2目連合会負担金のレセプトオンライン化に伴う磁気電算処理システム分担金等によるものでございます。

続いて17ページから18ページにかけての第2款保険給付費は、第1項療養諸費に厚生労働省から示されました給付費試算表に基いて44億8,224万1,000円を計上しております。また、第2項高額療養費に5億2,672万2,000円を、第3項移送費に2,000円を、第4項出産育児諸費に3,360万円を、第5項葬祭諸費に800万円を、それぞれ前年度決算見込みにより所要額を計上しております。第2款の合計額は、50億5,065万5,000円で、歳出総額の66%を占めており、前年度に比べまして3億22万5,000円の増額となっております。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療へ支援金として支出するもので、厚生労働省から示された試算表により計上しております。予算額は8億5,398万6,000円となっております。

続いて第4款前期高齢者納付金等は、同じく厚生労働省から示された試算表により159万9,000円を計上しております。

19ページをごらん願います。第5款老人保健拠出金は、同制度が平成20年3月で終了していることから、精算分として6万2,000円を計上しております。

第6款介護納付金は、国保被保険者のうち40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に係る保険者の概算負担金と平成20年度の精算額で合計4億2,948万3,000円を計上しております。

第7款共同事業拠出金は、青森県国保連合会が運営している高額医療費共同事業及び財政の安定化を図る保険財政共同安定化事業に対する再保険事業への拠出金であります。拠出先の県国保団体連合会から示された8億9,374万

5,000円を計上しております。

20ページをお開きください。第8款保険事業費は、第1項でメタボリックシンドロームに着目した特定健診事業として4,840万8,000円を、第2項で被保険者の疾病予防や健康づくりを支援するための事業費2,747万9,000円を計上しております。保険事業費の合計は、7,588万7,000円となっております。

21ページをごらんください。第9款基金積立金は、財政調整基金の運用利子の積立金で、名目計上であります。

第10款公債費は、療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子分で、206万9,000円を計上しております。

22ページをお開きください。第11款諸支出金は、第1項で国保税の還付金等480万1,000円を、第2項で一般会計で導入しました市税滞納整理システム構築分の国保分の繰出金と脇野沢診療所に係る直営診療所運営費811万7,000円を計上しております。諸支出金の合計では1,291万8,000円となっております。

第12款予備費は、医療費の急な支出増に対処するために予算措置したものであります。予備費以外の歳出と歳入の差額2億5,358万7,000円を計上しております。

以上が歳出であります。

次に、歳入についてご説明いたします。予算書、戻っていただいて、10ページをごらんください。第1款国民健康保険税は、18億8,673万2,000円で、前年と比べまして1億6,912万円の増額、率にして9.8%の増となっております。収納率につきましては、医療給付分の一般被保険者現年課税分を87%、一般被保険者滞納繰越分を15%として積算しております。また、退職被保険者現年課税分の収納率を97.5%、滞納繰越分を20%として積算しております。

11ページをごらんください。第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料及び特定健診手数料として250万円を計上しております。

第3款国庫支出金の第1項国庫負担金には、一般被保険者療養諸費等に係る定率国庫負担金、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金等17億4,474万1,000円を、第2項国庫補助金には財政調整交付金等5億4,338万9,000円を計上しております。国庫支出金の合計額は、22億8,813万円となっております。

12ページをごらんください。第4款療養給付費等交付金は、退職者医療制度の被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、3億2,160万6,000円を計上しております。

第5款前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る保険者間の負担調整制度で、

厚生労働省から示されました試算に基づき14億677万7,000円を計上しております。

第6款県支出金の第1項県負担金には、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金等4,848万7,000円を、第2項県補助金には、医療給付費等の7%を交付する財政調整交付金3億8,545万4,000円を計上しております。県支出金の合計では、4億3,394万1,000円となっております。

13ページをごらんください。第7款共同事業交付金は、これは歳出の第7款共同事業拠出金に係る交付金でありまして、県国保団体連合会が実施主体となっております再保険制度からの交付金であります。合計額は8億7,586万円となっております。

第8款財産収入は、財政調整基金の運用利子収入で、名目計上であります。

第9款繰入金は、13ページから14ページにかけまして、保険基盤安定繰入金を初め出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、基金繰入金などの合計額3億7,736万2,000円を計上しています。

第10款繰越金は、前年度同額の2,000円を名目計上しております。

第11款諸収入は、第1項延滞金加算金及び過料として305万円を、第2項には出産資金貸付金元金収入67万2,000円を、第3項には第三者行為等による納付金等565万6,000円を計上しております。第11款の合計は、937万8,000円となっております。

以上が平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要であります。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず歳出の最後のほうですが、22ページの予備費で2億5,358万7,000円ということで、これから累積赤字5億幾らになるのですが、ここからその部分の残った分、この予備費が、最終的にどのくらい残るかわかりませんが、これが累積赤字を埋め合わせするというものの担保になっているのかなというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、10ページ、前のほうに戻りますが、今回の国保税の引き上げの総額といいますか、それがこの10ページのふえた分1億7,998万4,000円、この部分が値上げによってふえた総額であるかどうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず1点目の予備費の部分でございますけれども、

予備費今回2億5,358万7,000円を計上してございますけれども、この内訳は、まず横垣委員ご指摘の赤字補てん分を1億680万円見ております。これは、議案第7号でご審議いただいております累積赤字、平成21年度見込みの5億3,400万円を5年で割り返した金額でございます。あとの残りの1億4,678万7,000円については、通常会計上の処理として予備費は保険給付費の3%を目安として見るという部分でございます。急激な医療費の上昇があった場合、その分を使っていくというふうなところでございます。その部分が1億4,678万7,000円で、合わせまして2億5,358万7,000円ということでございます。

2点目については、担当課長よりお答えさせます。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（大橋 誠） お答えいたします。

10ページの1億6,912万円が税の引き上げによる増なのかということかと思いますが、この数字ではございません。これは、当初予算同士の比較ですので、こうなりますが、税率改正におきましては、調定額で2億8,000万円ほどふえております。これに予定収納率87%を掛けたものが税の改正による増でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 済みません、もう少し詳しく教えてもらいたいのですが、2億8,000万円に80%を掛けた分が今回の値上げの総額分ということで再度確認させていただきます。実際ちょっと計算して、2億2,400万円ということでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（大橋 誠） 2億8,000万円に予定収納率87%を掛けた額が増額の額でございますが、ただこれから7割、5割、2割の軽減分が出てきますので、その軽減分については一般会計からの繰り入れということになっております。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 12ページの療養給付費等交付金について、1点お尋ねいたします。

前年度と比較して15.6%減額になっておりますけれども、この要因についてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（大橋 誠） 療養給付費等交付金は、退職被保険者にかかわる支払基金からの交付でございますが、平成21年度は退職被

保険者を1,230人ほど見込んでおりました。ところが、団塊の世代が退職すると言われていますが、65歳以上の退職被保険者が一般の被保険者に異動することから、思うようにふえませんでした。平成22年度は1,100人を見込んでおりますので、こういう結果になりました。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（4番 工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫） 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

本案は、平成20年度に引き続いて税率改正により国保税を引き上げる内容を含む予算であります。年金者や低所得者に負担が重いのも特徴で、年々悪化する厳しい経済情勢のもとで、これ以上の国保税負担は既に限界であります。

以上で討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者7人）

○委員長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） それでは、議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。

この会計は、平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度の保険料等に係る会計であり、保険料を徴収し、青森県後期高齢者広域連合に納付するための会計であります。平成22年度の予算総額は、歳入歳出とも4億

4,213万7,000円で、前年度比1,809万3,000円、率で4.3%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の7ページをごらんください。第1款後期高齢者医療保険料は、平成20年度の制度開始から2年ごとに保険料を見直す制度となっておりますので、平成22年度が改正の年度になりますが、料率の変更はありませんでした。主な保険料は、第1目特別徴収保険料として2億3,825万3,000円で、徴収率は年金等からの徴収となりますので、100%としております。第2目普通徴収保険料は、現年度分の徴収率を97%、滞納繰越分の徴収率を50%と見込んで、合わせまして5,921万7,000円を計上しております。

第2款手数料は、普通徴収保険料に係る督促手数料を22万2,000円計上しております。

第3款繰入金は、低所得者に係る保険料の軽減分として一般会計からの保険基盤安定繰入金であります。1億3,782万3,000円を計上しております。

第4款繰越金は、平成21年度の保険料で、平成22年3月から5月に徴収した保険料を広域連合の会計年度に合わせて、平成21年度から繰り越すもので650万円を計上しております。

8ページをお開きください。第5款諸収入は、第1項に延滞金を、第2項に保険料の還付金及び還付加算金を、第3項に雑入を計上しております。合計で12万2,000円を計上しております。

次に、9ページ、歳出についてであります。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、4億4,179万4,000円を計上しております。内訳は、歳入で計上しております第1款後期高齢者医療保険料の2億9,747万円と第4款の繰越金650万円を合わせまして、保険料納付金として3億397万円、ほかに第3款の繰入金1億3,782万3,000円と、第5款第1項の延滞金1,000円の3件を合計した額で計上しております。

第2款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金に12万円を計上しております。内訳は、歳入の第5款第2項償還金及び還付加算金であります。第2項繰出金には、一般会計繰出金として22万3,000円を計上しております。内訳は、歳入の督促手数料と雑入の合計であります。

以上が平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(鎌田ちよ子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長(齋藤秀人) それでは、議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算の概要についてご説明いたします。

平成22年度老人保健特別会計の予算総額は、歳入歳出とも227万2,000円で、前年度と比較し840万9,000円の減となっております。率にすると78.7%の減となります。老人医療給付費及び医療費の支給費の支出は、平成21年度ではほぼ完了しておりますが、不測の事態を考慮して医療諸費を計上しております。なお、本年度でこの会計は廃止となります。

予算書7ページをごらんください。歳入の第1款から第4款までは、歳出第1款医療諸費140万円を決められた割合で負担するものであり、第1款支払基金交付金には、診療報酬支払基金の医療費負担分として80万円を、第2款国庫支出金には、国の負担分として40万円を、第3款県支出金には、県の負担分として10万円を、第4款繰入金には、市の負担分として10万円をそれぞれ計上しております。

8ページをごらんください。第5款繰越金には、平成21年度の医療給付費返還分による剰余金が繰り越されることから、87万1,000円を計上しております。

第6款諸収入には、雑入として1,000円を名目計上しております。

9ページをごらんください。歳出の第1款医療諸費のうち第1目医療給付費は、入院、入院外の診療費や調剤費等の現物給付分として125万円を、第2目医療費支給費は、高額医療費等の現金支給分として15万円を計上しております。

第2款諸支出金は、平成21年度の医療費返還分により剰余金等を支払基金、国庫、国、県及び市に返還することになりますので、87万2,000円を計上し

ております。

なお、公債費は廃款となっております。

以上が平成22年度むつ市老人保健特別会計予算の概要であります。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出の総額は、ともに48億2,904万7,000円となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。予算書7ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は45%、滞納繰越分の収納率は11%と見ており、全体の収納率は95.0%を見込んでおります。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料であります。これは、督促手数料であります。

次に、8ページ、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費の施設給付の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおります。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。これは、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の財政の不均衡を是正するため交付されるもので、納付割合は6.97%を見込んでおります。

次に、第2目地域支援事業交付金（介護予防事業）であります。これは、介護予防事業に係る交付金で給付割合は25%を見込んでおります。

次に、第3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）であります。これは、包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、給付割合は40%となっております。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金については、保険給付費の30%、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防事業費の30%相当分を見込んでおります。

次に、9ページ、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費と居宅給付費の交付を見ております。施設給付分17.5%、居宅給付分12.5%の給付割合となっております。

次に、第2項財政安定化基金支出金、第1目交付金及び第2目貸付金となっており、科目存置としての計上をしております。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の12.5%が交付されております。

次に、第2目地域支援事業交付金、これは包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、事業費見込額の20%の交付を見込んでおります。

次に、10ページ、第7款財産収入、第1項財産運用収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、第3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、第4目その他一般会計繰入金でありまして、本会計に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、11ページ、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金であります。これは収支の不足が見込まれる場合の基金からの取り崩しを行うものであります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料であります。これは第1目第1号被保険者延滞金であります。

次に、第2項雑入であります。第1目第三者納付金、これは第三者行為納

付金、第2目返納金、これは不正利得等返納金、第3目雑入、これはむつ市地域包括支援センター事業収入等であります。

以上が歳入についての説明で、歳入総額48億2,904万7,000円となり、前年度より3億4,134万円の増で、伸び率は7.6%となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算書13ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは、地域密着型サービス運営委員会に係る報酬及び費用弁償、その他一般事務管理費であります。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与、介護認定審査会システム保守委託料及びシステムのリース料が主なものであります。

次に、14ページ、第2目認定調査等費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

次に、14ページから15ページにかけて、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費であります。これは、第1目居宅介護サービス給付費から第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの法定負担分に要する経費であります。

次に、15ページから16ページにかけて、第2項介護予防サービス等諸費であります。これは、第1目介護予防サービス給付費から第8目特例介護予防サービス計画給付費までの法定負担分に要する経費であります。

次に、第3項その他諸費、第1目審査支払手数料であります。これは、国保連合会への支払手数料であります。

次に、17ページ、第4項高額介護サービス等費、これは第1目高額介護サービス費と第2目高額介護予防サービス費であります。これは、法定負担分に要する経費であります。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費、これは第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの法定負担分に要する経費であります。

第2款の保険給付費は、介護予防特別会計の歳出全体の96%を占めております。

次に、18ページ、第3款地域支援事業費であります。これは、介護予防、包括支援事業・任意事業及び介護予防給付支援事業で構成されております。事業目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態になることを予防する

とともに、要介護状態となった場合でも、なれ親しんだ地域で自立した生活を営むことができるよう支援することにあります。

それでは、第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費であります。これは、特定高齢者、一般高齢者の運動機能等の向上を図るための経費でありまして、転倒骨折予防教室事業、地域包括支援センターシステム保守管理委託料、地域包括支援センター借上料及び地域包括支援センターの運営協議会に要する経費、委員の報酬、費用弁償が主なものであります。

次に、第2項包括的支援事業費・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センター対応業務委託料であります。

次に、19ページ、第2目権利擁護事業費であります。これは、権利擁護ネットワーク委員会に要する経費が主なものであります。

次に、第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費であります。これは、地域ケア会議委員の費用弁償が主なものであります。

次に、第4目任意事業費であります。これは、介護保険事業以外の支援事業でありまして、配食サービス事業、家族介護教室事業及び家族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護慰労金の扶助費が主なものであります。

次に、20ページ、第3項介護予防給付費支援事業費、第1目介護予防給付計画作成支援事業費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要する経費でありまして、介護予防プランを作成するための介護予防支援事業委託料が主なものであります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金拠出金であります。通常ですと、平成21年度から平成23年度までの平均給付見込額の0.04%を拠出するものがありますが、現状では財政安定化拠出金が活用されていないこともあり、拠出金が免除される見込みであります。万が一拠出金の急激な利用増加があった場合に備えまして、科目存置としたものであります。

次に、第5款基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てるものであります。

次に、21ページ、第6款公債費であります。これは、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金であります。これは、前年度介護給付費負担金及び

交付金の精算分として、国、県一般会計及び支払基金への償還金と保険料の還付金であります。

次に、第8款予備費であります。これは、地域支援事業費へ充用するものであります。

以上が歳出の説明でございまして、歳出総額48億2,904万7,000円となり、前年度より3億4,134万円の増で、伸び率は7.6%となっております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

平成22年度も介護保険料を引き上げられたと思うのですが、その総額を教えてくださいいただけます。ここでは、前年度の比較で5,047万2,000円、これ前後だとは思いますが。

そして2点目ですが、11ページの財政調整基金から繰り入れということで、結果的にはこの値上げをしたのだけれども、平成22年度も赤字だということで、こういうふうな3,736万2,000円、これを繰り入れしなくてはいけないということであったのかどうか。

以上、2点お願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（岩崎若男） お答えいたします。

第1点目の保険料でございますが、予算書に記載されてある金額そのものでございます。

第2点目でございますけれども、財政調整基金の繰り入れにつきましては、平成22年度は介護従事者対応として3%の増額改定ございましたけれども、それに対応する保険料増額分の半分を国から基金としていただいております。それをまず繰り入れております。

それから、当初の介護保険事業計画で、保険料の増額を抑えるという意味もありまして、その時点で基金の投入は計画されていたものです。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 1点だけ市長にお尋ねします。

その前に委員長に、私午後から一番に予算全体のことについて質疑しようとしたら、市長が用事でちょっとおくれましたので、この本介護予算であります。予算全体について質疑することをお許してください。

○委員長（鎌田ちよ子） はい。

○委員（村中徹也） 市長、私も去年まで予算委員会の委員になっていなくて、議会運営委員会で議長、副議長もなって勉強したほうがいいということで、どんどん発言しろと言われてましたので、予算全体について総括のときはできませんでしたので、ちょっと今委員長の許しを得ましたので、してみたいと思います。

（「だめだめ」の声あり）

○委員（村中徹也） いや、許してください。1時にお尋ねしようとしたら市長がいなかったものですから、何とか、皆さんの同意を得ましたので、お尋ねします。

まずお尋ねは、今回のこの予算も含めて一般会計もですが、市長の意向とか思いは本当に反映されているのだろうかということです。もう一つは、行政の継続性、これについてちょっとお話をしてお話をして質疑してみたいと。

市長もおとといから初めてこの議論を聞いてどう思ったか、感想があれば述べていただきたいのですが、甲論乙駁、高論卓説、いろんな評価がございましょう。しかし、私が聞いているに、結局市長の意向が伝わっていないのではないかという答弁が多々見られる。例えば我々議員は現場のことをよく知っております。現場のことを現場主義で指摘すると、結局卓上理論でやっている答弁者は答えることができない。答弁に詰まってしまうということがたびたびありました。また、とある議員は、数年前から何度も同じことを言っても検討するするで何も変わっていないのではないかと、これたびたびありましたね。また、去年も言って、またことしも言わなければいけない、何やっているのだという議員もおりました。ある議員は、市民の声を届ける議員と我々と、規則、条例、この縛りを盾にして、一向にこの重い扉を開こうとしない。これは、宮下市長の指示ではないはずですが。私は、そう古くはないですけども、あなたのことを多少知っていますが、あなたは市議時代から崇高な理想を持って、この予算にも一家言を持っていたはずですが。ところが、市長になった途端、前と何ら変わらない。市民が期待していたのは、あなたに期待していたのは、私はこういうことではないと思うのです。ですから、あなたの思いがどれほど伝わったのか。部長以下……

（「委員長、いいの、これ」の声あり）

○委員（村中徹也） 済みません、予算総括ですが、だめですか。委員長、いいですか、だめですか。

（「一般質問でやりゃいいじゃないか、一般質問で。これ予算審議でないのか、これ」の声あり）

○委員（村中徹也） いや、許してください。市長が出席するというので、

1時にやろうとしたら、2時半に来たのですよ。

○委員長（鎌田ちよ子） 趣旨に沿ってお願いいたします。

○委員（村中徹也） 趣旨。趣旨に、では沿っていませんか。

○委員長（鎌田ちよ子） はい。

○委員（村中徹也） では、やめます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。横垣成年委員。

（5番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、昨年度3年間段階的に保険料を引き上げる条例を受け、本年度も介護保険の引き上げが総額で5,047万2,000円の負担増が反映されている予算であります。

本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者5人）

○委員長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） 議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、予算書6ページの総括表をごらん願います。平成22年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも14億7,360万円で、対前年度比では5,736万円、率では3.7%の減少となります。

次に、7ページをごらん願います。まず、歳入であります。第1款第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区にかかわる受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金で、前年度比173万3,000円減の2,600万8,000円を計上しております。負担金の減額要因は、建設費の削減により新規賦課分が減少することに伴うものであります。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち第1目及び2目は下水道施設の使用料で、第3目及び4目は工事店申請認可や工事検査及び督促等の手数料で、総額では9,622万円を見込んでおります。下水道使用料は、接続件数を前年度比160件増の2,002件と見込んだ結果であります。

第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち補助対象事業3億9,400万円の2分の1で、1億9,700万円であります。前年度比で減額となっておりますが、これは建設事業を抑制したことに伴うものであります。

第3款の繰入金は、一般会計繰入金で、むつ市一般会計から繰り入れしていただくもので、6億2,430万円を見込んでおります。

次に、8ページ、第4款繰越金は、科目を設定する目的で1,000円を計上いたしております。

第5款諸収入のうち第1項1目の延滞金は、受益者分担金、負担金の滞納額に対する延滞金の科目設定で、2項1目の雑入は消費税及び地方消費税の還付金で、前年度比663万7,000円減の307万円を見込み計上しております。

第6款市債は、事業に伴う起債で、前年度比3,800万円減の5億2,700万円の借り入れ予定額を計上しております。減額の要因は、建設事業費を抑制したことに伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをごらん願います。第1款事業費、第1項総務管理費の第1目一般管理費の主なものは、職員8人分の給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務の委託料で、19節は下水道協会の会費や負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給及び助成金であります。

第2目から4目は、管渠及び市内6カ所の下水処理場の維持管理費でございます。

次に、10ページ、第2項建設事業費の第1目下水道整備費の主なものは、職員3人分の給与費のほか、13節の委託料は実施設計等委託5件7,600万円、15節工事請負費は、補助分、単独分を合わせた管渠工事11件、延長にして3,821メートルを予定しており、これにかかわる工事費3億6,600万円を計上しております。

次に、第2款の公債費は、長期債の元金及び利子の償還金及び一時借入金の利子を合わせ、総額7億6,971万6,000円を計上しております。

以上の予算により、平成22年度の下水道整備面積は19.8ヘクタールを見込んでおり、累計では376.8ヘクタールの整備面積となります。これは、事業認可面積553.7ヘクタールに対して68.1%、全体計画面積2,264ヘクタールに対しては16.6%の整備率となります。

以上が平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） きのうの繰出金でも話ししましたので、この予算でまた質疑させていただきます。

きのう私は、下水道事業、やめられるものだったらやめるべきだという主張をしたら、補助金の関係でやめられない、もう続けるしかないという答弁でした。その理由を詳しく詳細におっしゃってください。

そして、次なのですが、過去の話を出して、むつ市で下水道が完成するのはあと何年かという過去の議場でしたね。そして、とある理事が、部長が300年と答えた。改めて聞きます。むつ市全部終わるのに、あと何年かかりますか。

以上、2つ。

○委員長（鎌田ちよ子） 下水道課長。

○建設部副理事・下水道課長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えします。

やめられない理由を詳しく述べよということですがけれども、下水道事業に関しましては、処理場、下水道浄化センターが稼働中ですので、事業に関してやめるということはできません。それと、あと下水道管の整備になりますけれども、これをやめということになりますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という法律があるのですけれども、これに抵触することになりますので、補助金の返還が伴います。ただし、管渠整備事業を休止するというのであれば、県内でも例がございます。

それと、300年という問題なのですけれども、一応市のほうで下水道、今の予定が平成46年計画となっておりますので、完成の予定です。

（「むつ市全部が」の声あり）

○建設部副理事・下水道課長（齊藤鐘司） むつ地区です、済みません。むつ地区の完成が平成46年ということになっております。

以上であります。

○委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） やめることはできないが、休止することはできると。や

めることができない1点目の理由ですが、下水道浄化センターが稼働中でやめることができない、2番目が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律。条例とか法律とか規則と言われれば、もう質疑するほうは、そこでとまってしまうのです。2番目の法律はわかりました。

1番は、何ですか、これ法律か何か条例かであるのですか。下水道浄化センターが稼働中だからやめることができない。ただ書いただけのようでありますが、これをちょっと説明してください。

それで、休止することができる。休止している自治体がある。では、ここで改めて提案ですが、休止したらどうですか。きのうも言いましたね、私。この借入金、この負債というのが将来必ず真綿で首締めるようにむつ市の肩にどんどのしかかってくるのです。それで、平成46年。本当に旧むつ市といったら、平成46年でしょう。旧むつ市、烏沢まで、関根まで来ますか。城ヶ沢の端まで行きますか。そういう計画でしょうけれども。奥内まで行かなければいけないですよ。合併浄化槽が今物すごく性能がいいのです。それに切りかえるのも一つの手だし、私は将来、本当にこれ負担になると思っているのです。だから、休止の方向で検討したらいかがでしょう。これ部長が言えないと思うのです、休止するかしないか、検討するも言えないでしょう。そういう自治体があるのですから。ここをお答えください。

○委員長（鎌田ちよ子） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず1点目の稼働中でやめられないという理由でございます。これは、ちょっと勘違いかもしれませんが、現在下水道に接続されている方々がおります。ですから、運転をやめることができないという意味の稼働中ですから、やめられないということでございます。

（「ああ、加入している人が、もういるからな」の声あり）

○建設部長（太田信輝） はい。そういうことでございます。

それから、あと何年の件でございます。確かに四十何年ということで、大分おくれておりますので、そこに到達できるかどうかという問題はあります。ただ、この前の質疑でもお答えしましたけれども、今青森県では平成22年、平成23年で汚水処理施設の構想を見直しをしております。ですから、今確かに旧むつ市は大きい面積を整備計画に入れておりますけれども、これが汚水処理構想によって、例えば今お話ししたような城ヶ沢とか、そういうぼんぼんと飛んでいるようなところは合併浄化槽で整備すると。いわゆる下水道は行かない。要するに市街地で住宅が連檐している部分、これは下水道でいったほうが有利なわけでございます。ただ、点在しているところは、そこまで

の管渠を持って行って、さらに設備をつくっていくということになると、これは個々の合併浄化槽が有利であるというふうな考えを持っておりますので、いずれにしても、この平成22年、平成23年で県が構想案をつくりますので、それに市も合わせて作り直すということになりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） いや、もう少し待てないのです。

では、2番目の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律。要するにこれをやめるとしたら補助金を返さなければいけない。もし今やめるとしたら、幾ら返さなければいけないのですか、それ。

そして、合併浄化槽と言いますが、補助金まだやっていますか。それは、柳町で申し上げれば、将来5年ですか、7年後に来るところは補助にならないのです。わかりますか。そういうちは知っているとおりに、くみ取りトイレをつけるのです、合併浄化槽の補助がないですから。そうすると、7年間、5年間はくみ取りトイレなのです。シャワートイレではない、わかりますよね。無駄になりますから。だから、今ペースダウンしているのですから、そこにもやっぱり補助しないと、結局5年なり7年なり、その住民が将来来るだろうという下水道のために水洗トイレを使えないでいるのです。その枠を広げないといけないと思います。これも1つです。

何年に完成というのは、非常にこれ現実味のない話です。今平成22年ですか。あと24年で全部網羅するというのは、不可能な話でしょう。かえって私は300年のほうが現実味があります。ですから、休止しないのであったら、補助金を幾ら払ってやめられるのか。休止も、今県のほうで見直しやっていますから、それに乗っかるか、休止に行くか、もうちょっとお待ちくださいという意味でとらえていいですか。休止も入れた検討するという意味でとらえていいですか。これをお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

初めに、補助金の返還の件でございます。補助金の返還の額につきましては、ちょっと試算しておりません。ただ、最初の処理場をつくったときからの返還が伴いますので、もう相当な額、多額な額になると思います。

（「大体今わからない」の声あり）

○建設部長（太田信輝） 一応今むつの処理場の分だけで五十数億ですので、その半額は返さなければならぬ。そのほかに、これまでやってきた管渠の工事費、これも2分の1の補助ですから、それらも返さなければならぬと

ということです、まずやめるということはちょっと難しい。

(「行っても地獄なのだよ」の声あり)

○建設部長(太田信輝) はい。

進め方としましては、これまでも何回かお話しさせていただいていますけれども、スピードダウンをして、要するに起債のピークを平成20年の112億7,000万円くらいの額をピークにして、それ以降借金をふやさないということで45%の事業費の削減をしながら、抑えながらもゆっくりですけれども、進めていくということを考えております。

○委員長(鎌田ちよ子) 馬場重利委員。

○委員(馬場重利) 一般会計からの繰り入れを認めての発言でありますから、ちょっとどうかとは思いますが、私も過去に前市長のときでしたか、やめろとは言いません、一時凍結も考えるべきだということを申し上げた。これは、この事業を始めるときに、かなり議論もさせていただきました。これは、いわゆる本管を引いて、その地域の人に参加していただくために、民間は強制的だよと、3年以内に参加しなければだめなのだと、これは法律でそうなっていると、こういうことを聞いたのです。ところが、実際そうならないわけです。そうなっていないどころか、この予算書の歳入ありますけれども、受益者分担金、受益者負担金、これ減っているのです。減っているということは、新規のいわゆる加入が見込めていないのかというふうに見られる。しかも、下水道の使用料だって、こんな程度の増加にしかならない。これ私加入率をまず高めるために、一時休止しろと、こういうことを申し上げたことがあったのです。これは、ここだけではなくて、日本各自治体、各地方の自治体は、これ実は国が55%の補助をするからやれということで、これは大きな公共事業として始めているわけです。みんな各自治体は、国の進めでこれやっている、公共事業ですから、これ。国は55%出すということでやっているわけでしょう。結果どうなっているかというと、今村中委員が言われたとおり、かなり苦しんでいる自治体が多いのです。これ当然なのです。

お尋ねします。加入率を高めるためにどうしますか。何か方法をとっていますか。それを教えてください。

○委員長(鎌田ちよ子) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) お答えいたします。

これまでも職員による加入のお願いということで歩いてございます。ただ、なかなか思うように加入率が上がらないということで、今年度は専門に臨時職員でございましてけれども、2名の職員を使って加入のあっせんに歩くとい

うようなことを考えておりますので、それで少しは効果が上がるものと考えております。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） いろんな理由で、とてももう入れないという人がかなりいるのです。これ、私さっきも言いましたけれども、これはもう下水道には3年以内に入らなければだめなのですというふうに決まっているわけです。それでもそんなにかかるのかとか、後継者がいないからだめだとか、いろんな事情があるでしょう。商売されている方は、ましてもうこの不況ですから、冗談ではないということになる。これは、受益者負担、分担金も含めて、今市で納付に対する長期とか、あるいは利子負担とか、そういうのがありましたよね。それちょっと教えてください。

○委員長（鎌田ちよ子） 下水道課長。

○建設部副理事・下水道課長（齊藤鐘司） 確かに下水道法では3年以内に接続しなさいという義務づけがございます。ただし、一般の方の家庭の事情もございまして、経済的な問題もあります。あと、高齢化という問題も近年叫ばれておりますけれども、それで役所のほうでも強制はできないということで、説明会でも説明しております。

それと、負担金が減っているという問題ですけれども、これに関しましては、整備が落ちていきますので、整備する建物が少なくなっているということで負担金が減っていくということでございます。

（「整備、何の整備」の声あり）

○建設部副理事・下水道課長（齊藤鐘司） 下水道管の整備がだんだん少なくなってきておりますので、整備するエリアが小さくなってきていると。そうになると、翌年に受益者負担かけるのですけれども、その面積が小さくなったおかげで受益者負担も減ってしまうということでございます。

あと市のほうでも下水道の接続に関しまして1件80万円の利子を市のほうでやるという貸付制度もやっております。それに関しましては、市のほうの広報とかいろいろ出しているのですけれども、なかなか利用が少ない状況であります。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 利用が少ないというのは、もらうわけではないから、返さなければならぬから、とても返す見込みが立たないからということだろうと思います。

整備がおくれているからではないのです。私言っているのは、今までに何

千メートルですか、何万メートルになりますか、本管引いているわけですね。加入率を高めるといのは、今までの整備された地域での加入率を高めなければいけないでしょう。加入率が上がらないからどんどん、どんどん先に進むというのではなくて、今まで整備された部分の中で加入率をいかに高めるかということでしょう。そうでないと、新しい加入率を求めるために本管だけどんどん、どんどん先へ進んでやるということ自体、これではおかしいでしょう。

国の補助金の関係もありますので、いわゆる認定を受けた、今何次ですか、第2次でしょうか、あると思いますから、それをめどに、やっぱり一たんちょっととめて、これからの計画を見直すとか、その間に引いた部分があるわけですから、かなりの面積があるわけですから、その中で加入率を高めるために一生懸命やるという形にしないと、これはもう直接これ返済にこれからかかってくるわけですから、後々まで、さっきの村中委員ではないけれども、真綿で首締められているのだけれども、そういう形になりますよ。その辺のところをいま一度、いわゆる積極的なといいますか、2人職員ふやして加入呼びかけますと言うけれども、その人たちは本当にこの制度の内容をよく知ってくれているのかと、それを説得するに足る知識を持った職員を使うことができるのか。これはやっぱりベテランの職員が行って、説得しないといけないです。臨時で、パートで使った職員、チラシを持たせてやるだけでは、説明会もかなり不評だったのです、説明会に出た市民の声を聞けば。かなり不評だった。部長来ない、課長来ない、係の人が何だかんだしゃべるだけだと言った人もあるし、これ、いや、深刻な問題なのです、これ。補助金55%つくからといっていいものではないのです。その辺の意気込みを、これ市長のほうがいいと思う、市長。

○委員長（鎌田ちよ子） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのご議論を聞かせていただきました。私もこの下水道、先ほど来お話がありました。離れた周辺部まで引っ張る必要があるのかというふうなお話がありました。これは、私も発言の方と同じような思いでございます。やはりその部分においては、計画されたところで、今ペースダウンもしております。昨年度から私が指示いたしまして、これはもうどんどん、どんどん広げるべきではないというふうなことで、工事の部分も管渠の部分もペースダウンをさせました。また、起債の制限というふうな、先ほどお話ございましたように、平成20年度がピークとして、これからしっかりとこの下水道の部分についての起債管理もしていかなければいけない。かなり県内でも、また全国的にも下水道の会計の中で、非常に大変な思いを

しているというふうなことは私も認識をしておりますので、この部分については、しっかりと検討を重ねていきたいと、このように思います。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 次に、議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の4ページをお開き願います。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、一般会計歳出第2款総務費と関連する予算となっております。予算総額は、歳入歳出ともに777万1,000円を計上してございます。参考資料の予算説明書7ページをお開き願います。

まず、歳入であります。第1款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金であります。これは新町保育所用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分を一般会計から繰り入れするものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項第1目使用料につきましては、新町保育所用地に係る東日本電信電話株式会社の電話柱等4本分についての行政財産目的外使用に係る土地使用料であります。

次に、8ページをお開き願います。歳出についてご説明を申し上げます。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費につきましては、維持管理の備えとして6,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであり

ますが、これは新町保育所用地購入に係る長期債元金の償還金及び利子を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） これは、起債の公債費、借金の支払いしかない。結局新しい公共用地の取得は今のところ予定がない、こういうことですね。私前に都市計画の部分でちょっと聞いたことがあるのですけれども、今、年度内に都市計画マスタープランができ上がるわけですけれども、その質疑の中でも私申し上げたのですが、いわゆる市内には旧むつ市の場合で申し上げますけれども、都市計画路線は線引きされているわけですね。これももう何十年も前から引かれて、そのままのところもあるわけです。本当にやる気があるのだったら、その重要な部分は買っておくべきではないのと、公共用地を、そういうことを言ったことあるのだけれども、そういう計画といいますか、それは全くないのですか。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 馬場委員のお尋ねの趣旨はよく理解できますが、現段階においては買うという、また判断には先行き至っておりませんので、これからの検討課題として全体を見据えて考えさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 都市計画路線、たしか4本ぐらいあったのではないかなと思うのですが、本当にそれ見込みあるのかなと。見込みがあるなしにもかかわらず、非常に重要な線引きの路線があるのです。どうしても必要だというところが。だから、本当に計画的に、例えば5年かかろうが、あるいは最悪10年かかろうが、やっぱりその線が引かれた部分の用地の取得というのは、これはもう事前にしておかないと、線引きしたままで県の補助金もらうに一生懸命陳情したり何かしている。私そこはおかしいなと思うのです。今部長が検討すると言うけれども、もうとっくに何十年も前から検討していなければならない路線なのです。都市計画路線というのはそうでしょう。一番大事ですから、都市計画の中で。もう一度。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 土地建物を含めまして、公共施設、財産の管理という点で、いわゆるファシリティーマネジメントと最近言われていますが、用地会計の廃止に伴うもの、土地は残ります。昔の企業団地とか、あるいは一

部都市計画街路になっている土地もございます。それとまた、一方で土地開発公社で保有する土地、それから平素管財にて管理している土地、そして本先行取得会計で保有している土地と、これらをやはり総合的にこれからのニーズをよく精査して対応してまいるといふことでお答えにさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） これぐらいしか言えない、今の時点では恐らくそうだろうと思うのです。だけれども、私言っている意味わかるでしょう。公共用地取得事業ですから、これはこの会計に残しておいていいのです。これ使うのだと。絶対ここ使うのだと。道路に使うのだよというのがないと、先が見えないのです。それ以上のことは、恐らく部長言えないと思うけれども、ぜひ前向きに、いや、計画すればいいというものではないのです、線引けばいいというものではない。そういうことを申し上げたいと思います。

終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。新谷功委員。

○委員（新谷 功） 新町の保育所の用地なのですけれども、私はここの用地を買うに当たっては、新町の保育所はもうあすにでも危ないということで、ぜひともあすにでも建設しなければならないということで購入した経緯がございますけれども、その後いろんな諸事情がありまして、今日まで延びてきた、あるいは保育所再編計画というものも立ちはだかつて、いろいろ検討してきたのでありますが、どうもこの辺も実は危うくなってきたといひますか、それは再編計画に基づいて指定管理者ということも浮上してきているわけです。むしろそちらのほうに行くような感じはしておるのですけれども、しかしここはこのままにしておくわけにはいかない。買ってからも、あれはいつですか、あれは1億数千万円で買ったと私は記憶していました。全く塩漬けの状態なのです。これは、大変なことだと私は思うのです。そこで、部長、ここの土地はどうするつもりなのですか。このままずっと持ち続けておくと聞いてあるものか、これまた売るといふことはできないもののでしょうか。できるのでしょうか。その点についてお願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 新谷功委員のお尋ねにお答えいたします。

今のお話の中にも引用されましたが、新むつ市保育再編計画、この辺の方針、方向性、それから具体的内容、これと整合性を保ちながら、本会計の運用に対処してまいるといふことでございまして、その方向性いかんといふと

ころでその土地の管理のあり方が左右されてくるというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） そういうことで、なかなか大変でしょうけれども、しかしこれはゆゆしき問題であると思うのです。私は、さきの議会でも統合保育所を旧市役所のところにつくったらいかがでしょうかというご提案も申し上げましたけれども、これもいろんな事情があって、検討させてほしい旨の答弁はいただきましたけれども、もうちょっと部長、あそこの新町の保育所建設のために買っておる土地は売ることはできないのか。もう一度そこを確認しておきたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） まず、売る前に、今ほど答弁したことを踏まえなければならぬということがまず1つあります。それから、もう一つは、この償還が平成26年度までで終了いたします。したがって、その前に新保育再編計画の精神が確定して、そのうえで方向性が決まりまして、いよいよその用途になじまないということに仮説を立てるとすれば、その段階で残った未償還元金を返済しなければならなくなると。そのうえでまた土地の運用を考えると、こういう手順になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） いや、すごく緩やかだなという感じは受けるのですけれども、これ以上ちょっとあれだと思えますから。委員長、これで終わりたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案

のとおり可決されました。

次は、議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

- 大畑庁舎所長（柳谷正尚） 議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書の6ページをごらん願います。

予算規模は、歳入歳出ともに755万9,000円で、対前年度比では金額で2万4,000円、率では0.3%の増となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。歳入では、1款の魚市場使用料が主なものでございますが、中でも卸売場使用料は630万円と使用料全体の83%を占めております。このため、使用料算定のもととなる魚市場での取扱高の年変動は、各年度の収支差額に大きな影響を及ぼすものです。

内容をご説明申し上げますと、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料では、755万7,000円を計上してございます。

第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目預金利子は1,000円を計上してございます。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、1,000円を計上してございます。

続きまして、8ページをごらん願います。歳出では、2款の施設費が98%以上を占めており、魚市場の光熱水費、管理人賃金、施設の修繕料及び漁港用地占用料が主なものとなっております。内容を申し上げますと、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費と第2目運営協議会費で計11万4,000円を計上してございます。

第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費では、金額744万5,000円を計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

- 公営企業局長(佐藤純一) 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万5,137戸、年間総給水量は704万1,718立米を見込んでおり、主要な建設改良事業としては、上水道整備事業、配水管整備事業及び水道管路管理システム構築事業を計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億837万5,000円、水道事業費用は15億3,807万2,000円計上しており、収支差引きで7,030万3,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は3億4,571万4,000円、資本的支出は10億6,841万5,000円計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億2,270万1,000円は、本文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921万4,000円を初めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

2ページをお開き願います。第5条継続費についてであります。川内地区の老朽施設の更新を主体とした上水道整備事業と災害等迅速な復旧の対応を補完する水道管路管理システム構築事業の総額及び年割額を定めております。詳細につきましては、最後のページ、18ページの継続費に関する調書を参照していただきたいと存じます。

次に、第6条、企業債についてであります。これは予算第4条の資本的

収入の企業債 2 億 8,980 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第 7 条では、一時借入金の限度額を 3 億円と定めております。

次に、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と公営企業管理者の交際費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9 ページから 12 ページの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第 9 条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を 1 億 1,051 万円としているものであります。

最後に、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修原材料の購入限度額を 1,710 万円と定めております。

以上、簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1 点だけお願いします。

平成 22 年度は水道料金が値上げされるのですが、その総額を教えてください。8 ページを見ますと、事業収益が前年度より 1,169 万 8,000 円少ないので、ちょっと不思議だなと思って、ここも含めて教えてもらえればなと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 1 ページにも示してございますが、水道事業収益のうち営業収益の中でもご説明してございますが、さらに詳しいほうは 4 ページの営業収益の中の給水収益のところでは、13 億 5,761 万 8,000 円と見てございます。これは、前年度に比較いたしますと、1,274 万 5,000 円の増となっております。委員お尋ねの水道料金の統合に伴う増額分でございますが、3 町村合わせますと 1,977 万 5,000 円になりますが、予算では 1,274 万 5,000 円の増となっております。この違いは、旧むつ市の分の増収分が 300 万円程度、それから 1 ページ目に書いてございます平均給水量が前年度に比較しますと 10 万 9,000 立米ほど減じておりますので、そのままいきますと 1,900 万円程度なのですが、予算上では 1,000 万円程度を水道料金の統一に伴っての増額としてございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年）　ちょっと再度、1,274万5,000円、これが正味今回の値上げで負担増となる部分であるということによろしいですね。1,274万5,000円が今回の値上げで総額の負担増となる。値上げ分の負担増がこの1,274万5,000円ということによろしいでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子）　公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一）　これは、全体分でございますので、それから300万円、旧むつ市の分も入っておりますので、1,000万円程度というふうに先ほど答えさせていただきました。1,274万5,000円、給水収益は全体でふえるのですが、統合のものとしてふえるのは、旧むつ市の分の300万円を引いたものですので、1,000万円程度としてくださればと思います。

○委員長（鎌田ちよ子）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子）　質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（4番　工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫）　議案第32号　平成22年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、合併後の旧市町村間の水道料金をことし5月から旧むつ市の高い料金体系に統一するという内容となっております。激変緩和措置として地区別に調整期間を設けるとしているものの、ほとんどの家庭が使用している口径13ミリメートルで月使用料15立方メートルの場合は、大半の家庭が値上げになることとなります。特に本市の場合、増加の著しいひとり暮らしや、少人数の一般家庭への負担が重くのしかかることとなります。

以上の理由を申し述べ、討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子）　ほかにご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子）　討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者4人）

○委員長（鎌田ちよ子）　起立多数であります。よって、議案第32号は原案の

とおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

市長初め皆様のご協力を得まして、以上をもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 4時02分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 鎌田 ちよ子